

福祉のしおり 2020



発行にあたって

「福祉のしおり」は、皆様が、公立学校共済組合北海道支部及び一般財団法人北海道公立学校教職員互助会の各種事業を有効に活用されますことを願い、毎年配付しております。

身近に置かれ、大いに活用くだされば幸いです。

令和2年6月

公立学校共済組合北海道支部
一般財団法人北海道公立学校教職員互助会

公立学校共済

も く じ

教職員になったとき	4
扶養家族ができたとき	6
配偶者（妻又は夫）が被扶養者に認定されたとき（国民年金第3号被保険者の資格の取得）	13
給付金請求にかかる請求権の時効等	15
出産したとき	17
育児休業を取得したとき	23
病気やけがのとき	25
勤務（公務）中又は通勤中に負傷等したとき	36
交通事故等にあったとき	37
病気・負傷などで給料が支給されなくなったとき	38
介護休暇をとったとき	40
家族看護などのため、欠勤し給料が減額したとき	42
退職者が任意継続組合員になるとき	43
死亡したとき	49
災害にあったとき	52
資金を必要とするとき	55
福利厚生事業	70
相談事業	78
退職したとき	87
指定宿泊施設利用補助	104
指定宿泊利用補助対象施設一覧	106
公立学校共済組合宿泊施設一覧	130
勤労者財産形成貯蓄	133
個人型確定拠出年金（通称「iDeCo」）	134
公立学校共済組合北海道支部の組織	135

教職員互助会

も く じ

教職員になったとき	4
扶養家族ができたとき・後期高齢者扶養親族について	12
給付金請求にかかる請求の期限等	16
結婚したとき	16
出産したとき	22
病気やけがのとき	29
子どもが小学校又は中学校に入学したとき	34
会員が35歳・45歳・55歳になったとき	34
会員が50歳になったとき	35
要介護状態3以上の認定を受けたとき	35
病気・負傷などで給料が支給されなくなったとき	39
介護休暇及び介護時間の承認を受けたとき	41
特別会員になるとき	45
死亡したとき	50
遺児が高等学校等に在学しているとき	51
災害にあったとき	53
資金を必要とするとき	55
福利厚生事業	76
相談事業	80
団体保険等事業	81
教育・文化振興事業	86
退会したとき	100
指定宿泊施設利用補助	102
指定宿泊利用補助対象施設一覧	106
一般財団法人北海道公立学校教職員互助会の組織	136

◆教職員になったとき

公立学校共済

公立学校や、道教育庁などの職員となったときは、その日から公立学校共済組合の組合員となります。

- ◇ 職員となったときは、組合員資格取得届書など必要書類を提出し、共済組合員証の交付を受けてください。
- ◇ 会計年度任用職員の場合は、条件が異なりますので、当支部ホームページ内の「共済事務の手びき」を参照してください。
- ◇ 組合員となった月から次の率により、標準報酬月額及び標準期末手当等から掛金が控除されます。
 - 1 短期掛金（福祉事業分を含む）43.51/1,000
 - 2 厚生年金保険料91.5/1,000
 - 3 退職等年金掛金7.500/1,000
 - 4 介護掛金（40才以上65才未満）7.49/1,000

教職員互助会

◇ 公立学校等の職員になった方

公立学校共済組合の組合員になった日から、互助会の現職会員の資格を取得します。

※札幌市立高等学校・幼稚園の教職員及び札幌市立学校の事務職員になった方は、札幌市職員福利厚生会、札幌医科大学の職員及び北海道教育庁の職員になった方は、北海道職員互助会に加入されますので、教職員互助会の現職会員になれません。

加入手続

加入申込書の提出は省略しています。

ただし、臨時的任用職員・任期付採用職員・会計年度任用職員（フルタイム）は加入申込書を提出してください。

◇ 互助会が認めた関係団体の職員及び道立学校非常勤職員になった方

健康保険の被保険者の資格を得た日から、互助会の現職会員の資格を取得します。

加入手続

加入申込書を提出してください。

◇ 会費

会員となった月より、毎月の給料から会費が控除されます。

算定方法

$(\text{給料の月額}(\text{教職調整額を含む}) + \text{扶養手当の月額}) \times 10/1000$

※次の場合は、会費の納入が免除となります。

① 育児休業期間

（休業となった日の属する月から休業終了日の翌日の属する月の前月まで）

② 心身の故障による無給休職の期間

（給与の全部が減額になった月から給与が支給された日の属する月の前月まで）

③ 大学院修学休業期間

（②と同じ期間）

④ 給与の全部が減額となる介護休暇の期間

（②と同じ期間）

（注）自己啓発休業等このほかの事由は、会費の納入の免除になりません。個人で別途納入していただきます。

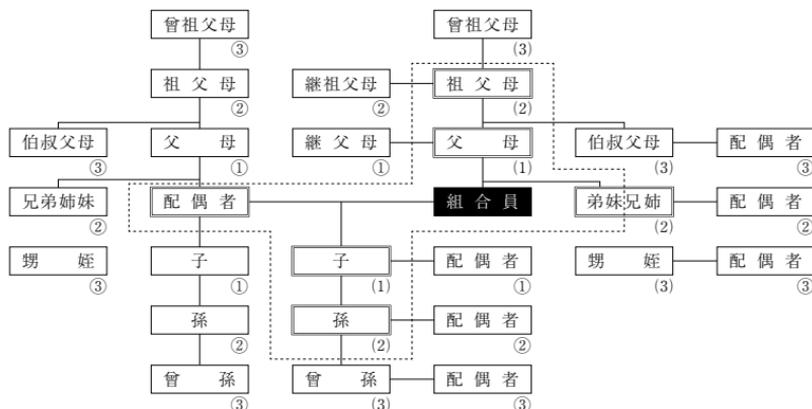
◆扶養家族ができたとき

公立学校共済

結婚、出産、老齢などの事由によって、組合員が扶養することとなったときは、共済組合に申告することにより「被扶養者」として認定を受けることができます。

認定を受けた被扶養者には、被扶養者証が交付され、医療給付などの各種給付が受けられます。

◇ 被扶養者として認定できる親族の範囲



(注) 1. ()内の数字は血族を、○内の数字は姻族の親等を表す。

2. □は同居を認定条件としない親族を、□は同居を認定条件とする親族を表す。

3.は給与条例上の扶養親族の範囲を表す。

☆☆ 参照条文 ☆☆

法第2条第1項第2号、施行令第3条、運用方針
法第2条関係

扶養の事実が生じた日から30日以内に届出がなされない場合は、その届出がなされた日から認定され、被扶養者にかかる給付もその日から行われますので、ご注意ください。

※証明書類等が届かないため、届出日が事実の生じた日から30日を超えそうな場合はあらかじめ共済組合へご相談ください。

◇ **被扶養者の要件**

主として組合員の収入により生計を維持していること、すなわち、その者の生計費の大部分が組合員の収入により支えられていることが絶対必要要件です。そのため、同居であればその世帯の収入の高い者。別居であれば、下記の表を満たすものが主たる生計者となります。

$(\text{組合員の送金額} + \text{他の扶養者の送金額} + \text{被扶養者の収入額}) \div 3 \leq \text{組合員の送金額}$
(他の扶養者が同居の場合は収入額)

さらに、その者の収入が次の金額以上であるときは、被扶養者として認定することができません。

－ 認定収入限度額表 －

個人事業主による事業収入又はその他の収入（年額）	1,300,000円未満
パート、アルバイト等の給与収入者（月額）（交通費等諸手当を含む）	108,334円未満
雇用保険法に基づく失業等給付（日額）	3,612円未満

ただし、次に該当する場合は次の表となります。

- ① 60歳以上で、かつ、収入の一部又は全部が公的年金等である場合

② 収入の一部又は全部が公的年金のうち障害を支給事由とする給付である場合

個人事業主による事業収入又はその他の収入（年額）	1,800,000円未満
パート、アルバイト等の給与収入者（月額）（交通費等諸手当を含む）	150,000円未満
雇用保険法に基づく失業等給付（日額）	5,000円未満

- ※年金以外に収入がある場合は、年金額を月額及び日額に加算して判断します。年金額を12（月）で除した額が月額で、さらにその額を30（日）で除した額が日額となります。
- ※被扶養者が就職等により、他の健康保険に加入した場合、給与収入等が認定収入限度額を下回っていても、取消となります。
- ※給与収入等の額は基本賃金・通勤手当等を含む総支給月額となります。（手取り収入ではありません。）
- ※雇用期間が**3か月以下の期間**であることが当初から明らかであるパート、アルバイト等は、その月収が108,334円以上であっても、130万円を超えるまでの間は認定できます。
- ※雇用期間が3か月を超えるアルバイト等は、年額130万円に達しなくても、月額限度額以上の収入があれば取消となります。
- ※当初の雇用契約が月額限度額を超えない場合、一時的に限度額を上回っても、年額限度額までの間は認定できます。ただし、月額限度額が4か月以上継続して超過したときは、4か月目の初日をもって取消となります。
- ※個人事業主など事業を営んでおり、必要経費などによって月額による収入を判断することが難しい場合は、確定申告をもって判断します。ただし、所得税法上の収入と必要経費の考え方が異なりますので、詳しくは、当支部ホーム

ページ内の「共済事務の手びき」を参照し、不明な点がございましたら共済組合までご相談ください。

※雇用保険法に基づく失業等給付は、基本手当日額が日額限度額以上の場合は給付日数にかかわらず、認定できません。

※退職金や株等の売買による一時的な収入は、収入としてみません。ただし、株等の売買に限り、年複数回取引される場合は収入としてみなし、株等の売買による差益が年額限度額以上となった場合は、確定申告の日をもって取消しとなります。(特定口座で株等を取引きしている場合は、特定口座年間取引報告書の受領日が取消日となります。)

※日本学術親交会特別研究員に支給される研究奨励金及び、司法修習生の修習資金の貸与は、支給要件に生活補助的な面もありますので月額収入として判断します。

◇ 被扶養者の要件を欠くに至った場合

就職、収入増、扶養替、死亡等により被扶養者の要件を欠くときは、速やかに「被扶養者」の取消申告書を提出してください。

なお、この申告を怠り医療給付等を受けていたときは、給付を受けた金額を全額返納することとなります。

取消手続きが必要な主な場合
就職等により他の健康保険（国民健康保険を除く）に加入（収入多寡に限らず取消）
試用期間やアルバイト等で雇用契約時より、月額限度額以上の収入があることが分かっている場合
アルバイト等の収入月額が雇用契約上は月額限度額未満であるが、変動給である場合で、4か月連続して月額限度額以上支給された場合
直近（常に12か月連続で）で年間の給与等が年額限度額以上となった場合
年金の受給開始又は年金額改定により年額限度額以上となった場合
雇用保険法に基づく失業等給付の基本手当日額が日額限度額以上の給付を受給した場合
確定申告により年額限度額以上となった場合（個人事業主などで必要経費などによって月額収入を判断することが難しい方）
人事異動等で被扶養者と別居したことに伴い、送金をしない、もしくは送金額が条件に満たなくなり、主たる生計維持者ではなくなった場合
後期高齢者医療保険制度に加入した場合 ※75歳以上（65歳以上75歳未満で、ある一定の障害程度があるものを含む）は後期高齢者医療制度に強制加入することとなりますので、被扶養者として認定できません。

- ※変動給とは…天候・業務成績や繁忙期等、使用者側の一方的な都合により月々の収入見込み額が予測できない場合を指します。そのため、アルバイト・パート、臨時雇用や試用期間など（アルバイト等）雇用される名称によっては変動給とは認められません。労働基準法第15条に基づく労働条件や雇用契約又は月に勤務する日数や時間等によって、月額108,334円以上の収入が見込まれる場合は、アルバイト等であっても採用日から取り消しとなります。
- ※4か月連続で月額限度額以上となり被扶養者を取り消した場合は、4か月連続で月額限度額を下回った場合に再認定となります。ただし、直近12か月の収入が年額限度額以上のときは、直近12か月の所得が年額限度額未満となるまで認定できません。（その場合の再認定日は、年額限度額未満となった給料支給日）

◇ 扶養養者収入の年額限度額について

給与等（通勤手当等の各種手当を含む）の年間収入が130万円以上となった場合、被扶養者取消となります。

年間限度額の考え方については以下の表を参考にしてください。

年	月	給与等	過去1年間給与等合計額	
1 年 目	4月	60,000円	60,000円	
	5月	110,000円	170,000円	
	6月	90,000円	260,000円	
	7月	80,000円	340,000円	
	8月	90,000円	430,000円	
	9月	100,000円	530,000円	
	10月	90,000円	620,000円	
	11月	130,000円	750,000円	
	12月	150,000円	900,000円	
	2 年 目	1月	140,000円	1,040,000円
		2月	80,000円	1,120,000円
		3月	100,000円	1,220,000円
4月		130,000円	1,220,000円	
5月		130,000円	1,290,000円	
6月		90,000円	1,310,000円	
7月		80,000円	1,310,000円	
8月		90,000円	1,310,000円	
9月		90,000円	1,300,000円	
10月		90,000円	1,300,000円	
11月		120,000円	1,290,000円	
12月		140,000円	1,280,000円	

1年目の4月からアルバイトを開始

被扶養者の取消

2年目の5月から過去1年間の（1年目6月～2年目5月）給与等の合計額が130万円を超過しているため、2年目5月の給与支給日をもって被扶養者取消となります。

被扶養者の認定

2年目11月から過去1年間の（1年目12月～2年目11月）給与等の合計額が130万円を下回ったため、2年目11月の給与支給日をもって被扶養者認定となります。

○健康保険証（社会保険など）が交付された場合は、日数・収入に限らず被扶養者取消となります。

○所得税法上の1月～12月までの区切られた期間における給与等の合計ではありません。

○3か月を超える雇用期間で、当初から108,333円（月額限度額）を超える収入が見込まれる場合は、当初から被扶養者取消となります。

○108,333円（月額限度額）を4か月連続して超過した場合は、4か月目の初日をもって被扶養者取消となります。

教職員互助会

- ◇ **公立学校共済組合員である現職会員の場合**

公立学校共済組合北海道支部が認定した被扶養者のすべてを、互助会の被扶養者とします。
手続は、特に必要ありません。
- ◇ **互助会が認めた関係団体に勤務する現職会員及び道立学校非常勤職員である現職会員の場合**

扶養する家族ができたときは、「被扶養者認定・取消申告書」に当該関係団体の職員として受けている健康保険の被保険者証等の写しを添えて互助会に提出してください。
※被扶養者の要件を欠いた場合も同様に手続してください。
※被扶養者の認定を受けていない家族は、給付等の対象になりません。
- ◇ **後期高齢者扶養親族について**

現職会員の扶養手当の支給の基礎となっている後期高齢者医療制度の加入者（以下「後期高齢者扶養親族」といいます。）は、互助会に「後期高齢者扶養親族に係る認定（取消）申告書」を届出することで、給付等の対象者となります。

◆配偶者（妻又は夫）が、被扶養者に認定されたとき〈国民年金第3号被保険者の資格の取得〉

公立学校共済

- ◇ 組合員の被扶養者に認定された被扶養配偶者は、「国民年金第3号被保険者」となります

昭和61年4月1日に国民年金法が改正され、共済組合の組合員に被扶養者として認定されている20歳以上60歳未満の配偶者は、「国民年金第3号被保険者」となることが定められました（保険料相当分は共済組合が負担）。

「国民年金第3号被保険者」の期間（昭和61年4月1日以後組合員の被扶養者として認定されている全期間で組合員の退職までの期間）は、将来配偶者が65歳に達したときに国民年金の加入期間として算入され、国民年金が支給される重要な期間となります。

- ◇ 国民年金第3号被保険者に係る届出代行事務

国民年金第3号被保険者に係る届出については、平成13年度までは第3号被保険者が住所地の各市区町村に届出をすることになっていましたが、平成14年度からは公立学校共済組合に届出をし、共済組合から日本年金機構の年金事務所へ提出することになりました（P13～P14参照）。

- ◇ 届出代行事務の範囲について（共済組合に届出を要するとき）

- 1 次の場合、「届書」と「被扶養者（認定・取消）申告書」を併せて提出してください。

届出の種別	配偶者の国民年金被保険者資格の異動	公立学校共済組合に届出を要するとき
種別変更	1号→3号 ※注	・組合員が結婚し、配偶者（20歳以上）を被扶養者として認定するとき
	2号→3号 ※注	組合員の配偶者（第2号被保険者になっている者）が離職し、被扶養者となったとき
種別確認	3号→3号 ※注	・他の共済組合の組合員が公立学校共済組合へ転入したときに、配偶者を被扶養者として認定するとき ・健康保険等の被保険者が共済組合資格を取得したときに、配偶者を被扶養者として認定するとき
資格喪失・ 死	3号→無資格 ※注	日本国内に住所を有しない第3号被保険者が、被扶養者の要件を欠き、被扶養者でなくなったとき
	3号→死亡	第3号被保険者が死亡したとき
被扶養配偶者 非該当	3号→1・2号	・収入が基準額以上に増加した場合（収入超過） ・組合員と離婚した場合

※注 年金手帳等基礎年金番号が確認できるものの写しを添付してください。

2 次の場合、「届書」又は「住所変更届書」を提出してください。

資格取得	無資格→3号	20歳未満の被扶養者である配偶者が20歳に達したとき
氏名・生年月日・性別 変更(訂正)	3号→3号	第3号被保険者の氏名・生年月日・性別等に変更又は訂正があったとき
住所変更		住所を変更したとき

届出方法及び届出用紙については、当支部ホームページ内の「共済事務の手びき」をご覧ください。

◆給付金請求にかかる請求権の時効等

公立学校共済

◇ 請求権の時効

短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から
2年以内に請求しなければ請求権がなくなりますので、ご
注意ください。

給付金等	掲載頁	給付金等	掲載頁	給付金等	掲載頁
出産費	17	療養費	28	休業手当金	42
家族出産費	17	家族療養費	28	埋葬料	49
出産手当金	21	傷病手当金	38	家族埋葬料	49
育児休業手当金	23	介護休業手当金	40	災害見舞金	52

※長期給付（年金）を受ける権利は、その給付事由が生じた
日から5年間請求を行わなかったとき、時効によって消滅
します。（法第144条の23）掲載頁〔P87～P99〕

年金である給付を受ける権利の消滅期間

- ・基本権（年金を受ける権利）

法律上決定の請求をすることができることとなった日の
翌日が起算日となります。

- ・支分権（各支給期に実際に年金を受ける権利）

支給すべき期間の翌日の初日が起算日となります。

（注）年金の決定がされた後の基本権は、時効により消滅し
ないものとして取扱います。

教職員互助会

◇ 請求の期限

事実発生日から3年以内に請求してください。

◇ 給付金請求の締切と送金日

毎月10日（土・日・休日の場合は前日）までに受け付けたものを、翌月10日（土・日・休日の場合は翌日）に送金します。

◇ 給付金等一覧

給付金等	掲載頁	給付金等	掲載頁	給付金等	掲載頁
結婚祝金	16	入学祝金	34	弔慰金	50
出産給付金	22	リフレッシュ支援金	34	遺児等給付金	50
次世代育成補助金	22	永年勤続祝金	35	災害見舞金	53
入院見舞金	29	介護給付金	35	人間ドック補助金	77
へき地医療交通費補助金	30	傷病給付金	39	積立還付金	100
障害見舞金	33	介護休業補助金	41	セカンドライフ支援金	101

※各給付金の内容や請求に際してご不明な点は、例規集又は互助会のホームページの給付事業をご覧ください。

◆結婚したとき

教職員互助会

◇ 結婚祝金

現職会員が結婚したとき、6万円の給付が受けられます。

提出書類：結婚祝金請求書

市区町村長の証明を受けて提出（戸籍謄本を添付する場合は省略できます。）

事実上の婚姻関係の場合は、所属所互助会責任者等のその旨の証明書及び続柄の記載により、

同一世帯で、事実上の婚姻関係であることが確認できる住民票

※公立学校共済組合の「結婚手当金」は平成26年度末で廃止しました。

◆出産したとき

公立学校共済

組合員又は被扶養者である家族が出産したときは、次の給付が受けられます。

◇ 出産費（家族出産費）……404,000円

◇ 同附加金……50,000円

（注）① 出産とは、妊娠4月目に入った（85日以降）胎児の分娩をいい、正常分娩、異常分娩（流産・早産・死産等）の別なく対象となりますが、流産・死産にあたっては胎児の生存が84日を経過している場合となり、母体保護法に基づく人工妊娠中絶をした場合も、妊娠満3月目（84日）を経過していれば支給されます。

② 双生児を出産した場合は、2人分支給されません。

③ 1年以上組合員であった者が、退職後6か月以内に出産した場合にも、出産費が支給されます。ただし、退職後他の組合の組合員等になった場合、又は家族出産費を受給した場合は、支給されません。

④ 平成21年1月1日より産科医療補償制度が開始されたことにより同制度に加入する医療機関にて出産した場合は、出産費（家族出産費）に16,000円が加算されます。

※出産に伴い、新生児が被扶養者として認定され、かつ、所得超過等の理由で乳幼児等（子ども）医療費助成非該当となったときは、「公費負担医療対象者（該当・非該当）報告書」を当支部まで提出してください。（詳しくはP27をご覧ください。）

○ 出産に係る給付金の請求方法については、医療機関への出産費用の支払方法によって異なります。医療機関への出産費用の支払方法は、次のいずれかを選択することとなりますので、選択した支払方法が該当する請求方法により手続きしてください。

- 1 医療機関へ出産費用を**直接支払制度**を利用して支払う。
- 2 医療機関へ出産費用を**受取代理制度**を利用して支払う。
- 3 医療機関へ出産費用を**いずれの制度も利用しないで**、全額支払う。

1 **医療機関へ出産費用を直接支払制度を利用して支払った場合**

(1) **出産費・家族出産費の医療機関等への直接支払制度について**

組合員と医療機関等との間で、出産費等の支給申請及び受取に係る代理契約を締結して、法定給付である出産費等の金額（注）を上限として、医療機関等が組合員に代わって出産費等の支給申請及び受取を支払機関を通じて共済組合に請求します。

注～出産費等の金額は産科医療補償制度対象の分娩の場合は42万円、同制度対象外の分娩の場合は40万4千円となります。

(2) 直接支払制度の利用方法について

各医療機関にて組合員証を提示して直接支払制度を利用する旨の書面（合意文書）を作成します。この合意文書は2通作成して、被保険者・医療機関がそれぞれ保管します。

* 合意文書の様式は各医療機関にありますので、医療機関窓口へお問い合わせください。

(3) 直接支払制度を利用した場合の出産費等について

- ① 出産費用のうち、出産費等の金額を超えた金額を窓口負担します。出産費用が出産費等の金額以内であれば窓口負担はありません。
- ② 支払機関を通じて出産月の約2～3か月後に出産費用が医療機関より請求されるので、請求額等を確認後、共済組合が医療機関へ出産費用を支払います。
- ③ 出産月の約2～3か月後に附加給付（5万円）及び出産費用が出産費等の金額に達しなかった場合はその差額を組合員へ給付します。（後日、共済組合より手続きに関する案内を送付します。）

2 医療機関へ出産費用を受取代理制度を利用して支払った場合

(1) 出産費等の受取代理制度について

組合員と医療機関等との間で、出産費（家族出産費）及び出産費附加金（家族出産費附加金）の受け取りに係る代理契約を締結して事前に共済組合へ申請することにより医療機関等が組合員に代わって、法定給付である出

産費（家族出産費）及び附加給付である出産費附加金（家族出産費附加金）（以下「受取代理委任額」という。）の受け取りを行います。共済組合は受取代理委任額（注）を上限として、出産費用を医療機関へ支払います。

なお、この受取代理制度は直接支払制度を導入して
なく、受取代理制度の導入を厚生労働省に届出ている医
療機関等のみで利用することができます。受取代理制度
を導入している施設かどうかは、各医療機関へお問い合わせ
ください。

注～受取代理委任額は47万円（法定給付42万円＋附加
給付5万円）となります。

ただし、産科医療補償制度対象外の分娩の場合は
法定給付が40万4千円となります。

(2) 受取代理制度の利用方法について

出産予定日の2か月以内となってから「出産育児一時
金等支給申請書（受取代理用）」（注1）により医療機関
等との間で受取代理制度による代理契約を締結後、出産
予定日の分かる書類（注2）を添付のうえ所属所を經由
して出産予定日の原則1か月前までに共済組合へ申請し
ます。（被扶養者の出産の場合の申請者は組合員となりま
す。）

注1～「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」
の様式は、公立学校共済組合北海道支部ホーム
ページに掲載されているものを利用してください。

注2～出産予定日の分かる書類とは、母子健康手帳の
写し（出産予定者名及び出産予定日の記載のある
部分）または医療機関等の証明のある分娩予定日
が記載された書類の写し等となります。

(3) 受取代理制度の利用した場合の出産費等について

- ① 出産費用のうち、受取代理委任額を超えた金額を窓口負担します。出産費用が47万円（産科医療補償制度対象外の場合は45万4千円）以内であれば窓口負担はありません。
- ② 医療機関より出産費用が請求されますので、請求額等を確認後、共済組合が医療機関へ受取代理委任額を上限として出産費用を支払います。
- ③ 出産費用が受取代理委任額に達しなかった場合は、その差額を医療機関からの請求後に組合員へ給付します。

3 医療機関へ出産費用を直接支払制度・受取代理制度を利用しないで、全額支払った場合

(1) 提出書類

- ・ 出産費家族出産費・同附加金請求書（別紙様式第2号）
 - ・ 出産費支払時の領収証（明細書）の写し
 - ・ 直接支払制度の合意文書の写し
- * 直接支払制度の合意文書は、同制度を利用しない場合も「同制度を利用しない」という合意文書を医療機関にて作成します。

◇ 出産手当金

組合員が出産により勤務出来なくなったため、出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日以内において、給料の全部又は一部が支給されないとき給付が受けられます。（一般的には、産前産後休暇として給料が全額支給されるため対象外）

給付額は、1日につき支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額 $\times 1 / 22 \times 2 / 3$

です。

提出書類……出産手当金請求書、退職後については本人の無職である旨の申立書

◇ 産前産後休業掛金等免除

産前産後休業の期間中の掛金は、申し出により出産日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日までの期間中、産前産後休業を開始した日の属する月から産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで免除となります。

産前産後休暇取得時と出産後に申出書および必要書類を提出してください。（詳細は「共済事務の手びき」に掲載していますのでご確認ください。）

教職員互助会

◇ 出産給付金

現職会員又はその被扶養者である配偶者が出産したとき、生まれた子1人につき6万円の給付が受けられます。

（注）次の場合は給付の対象となりません。

- ① 退会後に出産したとき。
- ② 被扶養者でない配偶者が出産したとき。
- ③ 配偶者以外の被扶養者が出産したとき。

提出書類：出産給付金請求書

医療機関等の出産証明を受けて提出（出生証明書、母子健康手帳（出生届出済証明欄）又は死産証書の写しを添付する場合は省略できます。）

◇ 次世代育成補助金

現職会員が、子（乳児）の育児を行ったとき、子が満1

歳に達するまでの間、月額1万円の給付が受けられます。

(注) ① 育児休業に関係なく、また養子についても対象となります。

② 夫婦共に会員の場合は女性会員が請求してください。

提出書類：次世代育成補助金請求書

被扶養者でない子（現職会員が出産した子を除く。）については戸籍謄本等

◆育児休業を取得したとき

公立学校共済

◇ 育児休業手当金

組合員が育児休業を取得し、給料の全部又は一部が支給されないとき給付が受けられます。

給付額は、育児休業開始から休業日数180日目までは1日につき標準報酬月額×1/22×0.67、休業日数181日目以降は1日につき標準報酬月額×1/22×0.5です。（給付上限相当額あり）

給付期間は、当該育児休業をした期間で当該育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までです。

また、組合員の配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得しており、かつ組合員が当該育児休業を取得した場合は、当該子が1歳2か月に達する日まで最大1年（その子の出生の日及び産後の休業期間を含む。）の給付が受けられます。（パパ・ママ育休プラス制度）

なお、「延長要件」に該当する場合は、最長、当該子が

2歳に達するまでの間、延長要件が継続する期間について、さらに、給付が受けられます。

提出書類……育児休業手当金請求（変更請求）書
育児休業承認通知書等の写し等

詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

◇ 育児休業等掛金等免除

育児休業期間中の掛金は、申し出により育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで免除となります。

申出書に必要書類を添付して提出してください。（詳細は「共済事務の手びき」に掲載していますのでご確認ください。）

◇ 3歳未満養育特例

3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額は育児部分休業などでその子を養育する前より下がってしまう場合があります。

この特例は、組合員本人が申し出ることにより、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないよう、年金額を計算する際に3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額ではなく、その子を養育する前の標準報酬月額を適用させる制度です。

また、両親ともに組合員の場合は、要件を満たせばどちらにも適用されます。

特例の申し出を希望される場合は、申請要件を確認して申出書に必要書類を添付して申請してください。（要件などの詳細は当支部ホームページ「標準報酬制に関する手続き」をご覧ください。）

◆病気やけがのとき

公立学校共済

- ◇ 共済組合員証を使用して受診したときの自己負担について
組合員の公務外の傷病または被扶養者の傷病に際し、保険医療機関等に組合員証を提示して診療を受けたときは、療養に要した費用の**3割**（小学校就学前までは**2割**、70歳以上は**2割**または**3割**）が自己負担となります。
- ◇ 高額療養費と一部負担金払戻金（家族療養費附加金）について

① 高額療養費

自己負担額が次の限度額（所得区分有）を超えたとき、その超えた額を高額療養費といいます。

同一世帯で、同一月に、自己負担額が21,000円以上の療養が複数ある場合は、その額を合算して計算します。

（合算高額療養費）

適用区分	高額療養費ひと月あたりの自己負担限度額
適用区分ア 標準報酬月額が83万円以上	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%
適用区分イ 標準報酬月額が53万円以上83万円未満	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%
適用区分ウ 標準報酬月額が28万円以上53万円未満	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%
適用区分エ 標準報酬月額が28万円未満	57,600円
適用区分オ 住民税非課税者	35,400円

※70歳以上75歳未満の高額療養費については、限度額が異なります。詳しくは公立学校共済組合北海道支部ホームページをご覧ください。

あらかじめ「限度額適用認定証」を取得し、医療機関等に提示すると高額療養費を窓口で支払う必要がなくなります。限度額適用認定証の交付を希望するときは、所属を通じて共済組合に申請してください。

(※提出書類: 公立学校共済組合限度額適用認定申請書(様式第24号))

なお、限度額適用認定証を使用せずに、窓口で高額療養費を支払った場合、後日、共済組合から支払った高額療養費が自動給付されますので、最終的な組合員負担額は限度額適用認定証の使用の有無に関わらず同額になります。

② 一部負担金払戻金(家族療養費附加金)【自動払い】

同一診療での自己負担額が25,000円(標準報酬月額が53万円以上の者は50,000円)を超えたとき(合算高額療養費が給付される場合は50,000円(標準報酬月額が53万円以上の者は100,000円))、その超えた額を給付します(百円未満切捨て)。

※ 保険外診療分や審査機関での医療費減額分は対象になりませんのでお手持ちの領収証等とは一致しない場合があります。

各給付金は、月ごと、人ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとの保険診療分の自己負担額を対象に算定します。**複数の医療機関で支払った自己負担額や家族分を合計するものではありません。**

◇ 組合員及び被扶養者が入院し食事の提供を受けたとき

1食につき460円(標準負担額)が組合員の自己負担です。この標準負担額については給付の対象にはなりません。また、低所得者世帯(組合員が市町村民税非課税)の場合は、共済組合に申請し、標準負担額の減額を受けることが

できます。

**提出書類(低所得者の場合のみ)：標準負担額減額認定申請書
市町村民税非課税証明書**

◇ **道・市町村から医療助成の適用を受けたとき【要報告】**

組合員または被扶養者が、道・市町村から次の医療助成の適用を受けたとき、また取消しとなったときは、速やかに報告してください。各制度に該当していながら、報告が遅れたために後日給付金を返納するケースもありますのでご注意ください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 重度心身障がい者医療2 ひとり親家庭等医療3 特定疾患(難病)医療4 乳幼児等(こども)医療 [<u>所得超過等による非該当となったとき</u>] |
|--|

**提出書類：公費負担医療対象者[該当・非該当]報告書：様式第16号
受給者証のコピーを添付してください**

これらの制度の該当者に係る医療費は、自治体の助成があるため、共済組合では次の給付調整を行います。

① **高額療養費**

- ・公費負担医療受給者証を提示することで、高額療養費を窓口負担する必要はありません。(現物給付)
- ・公費負担医療受給者証を提示せずに高額療養費を負担している場合は、共済組合までご連絡ください。

② **一部負担金払戻金(家族療養費附加金)**

自治体の助成と自己負担に応じて調整し、組合員に支払います。

急病等のため保険医療機関等に組合員証を提示できない場合又は組合員証により保険医療機関等から、療養の給付等を受けることが困難であると組合が認める次のものについては、組合員からの請求に基づいて後日、法定給付としての療養費、家族療養費及び高額療養費と附加給付としての一部負担金払戻金及び家族療養費附加金が給付されます。

- ◇ 急病等で組合員証が提示できなかった場合
- ◇ 保険医療機関が全くない場合
- ◇ 組合より事前承認を受けた場合の移送費
- ◇ 医師が治療上固定装具の必要を認めたとときの装具（コルセット等）の製作費
- ◇ 医師が輸血の必要を認めたとときの血液代金（生血料）
- ◇ はり・きゅうの施術料

主治医が当該疾病について、療養の給付を行っても所期の効果が得られなかったもの、又は過去の治療経過からみても治療効果があらわれていないと判断されるものであって、はり又はきゅうの施術が必要であることを認め、当該治療を中止して、はり師又はきゅう師の施術を受けることを指示したものに限り給付の対象とするものです。従って、自己の判断により施術を受けたもの及び医師の治療を受けながら、はり・きゅうを併用している場合は給付の対象となりません。給付の対象となる疾病は、主として「リウマチ」、「神経痛」とし、類症疾患として「頸腕症候群」、「五十肩」、「腰痛症」及び「頸椎捻挫後遺症」等であって慢性的な疼痛を主症とするものです。

- ◇ あんま・マッサージの施術料

主治医が当該疾患に対して、医療上あんま又はマッサージが必要であることを認め、あんま・マッサージ施術を受

けることに同意したものであり、給付対象症例としては主として麻痺又は関節の障害等です。従って、一時的な疲労や肩こり等は給付の対象となりません。

提出書類……療養費等請求書（「共済事務の手びき」様式編の別紙様式第3号）
その他必要な添付書類

教職員互助会

◇ 入院見舞金

現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が医療を受けるため又は出産のため、引き続き5日以上入院したとき、入院日数に応じて定額を給付します。

なお、後期高齢者扶養親族の認定を受ける場合は、別途「後期高齢者扶養親族に係る認定（取消）申告書」の届出が必要です。（P12参照）

定額表

入院日数	定 額
5～30日	1万円
31～60日	3万円
61日以上	5万円

- (注) ① 新生児に出生日から7日以内に疾病が認められ、その治療のために引き続き5日以上入院加療した場合は、給付の対象になりますので、入院の事実に関する証明に代えて、医師の診断書（新生児氏名、傷病名、症状の所見、発病年月日及び入院期間を記載したもの）を添付してください。
- ② 退院した同じ日に同一又は他の医療機関等に入院

した場合は、引き続き入院したものとして入院日数を計算しますので、入院見舞金請求書を1部作成(入院期間については、引き続いた入院期間を記入)し、それぞれ該当する医療機関等の領収書等(入院者氏名、医療機関等の名称及び入院期間を記載したもの(写し可))を添付してください。

③ 介護保険適用の入院(入所)は対象となりません。

提出書類：入院見舞金請求書

入院の事実に関する証明を受けて提出(②の要件を備えた領収書等(写し可))を添付する場合は省略できます。)なお、新生児の入院の場合は、①によってください。

◇ **へき地医療交通費補助金**

離島及び3級以上のへき地学校等に勤務する現職会員又はその同居している被扶養者(後期高齢者扶養親族を含む。)が、医療を受けるため、通院又は入退院する場合において、居宅から医療機関までの交通費等を支出したときは、距離に応じて定額を給付します。

1 給付対象者

これらの学校等に勤務し同じ地域に居住している現職会員等が対象です。なお、夫婦ともこの給付の対象となる現職会員が別居している場合であって、その被扶養者が扶養していない一方の現職会員と同居している場合は給付の対象となります。

2 対象となる医療

医療保険の適用になるもので、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が行う施術及び歯列の矯正を含みます。

3 対象となる医療機関の範囲

居宅と同じ管内に所在する医療機関及び次のいずれかにより医療を受ける場合の道内の当該医療機関です。

- (1) 地元（同じ管内）の医師の指示による場合（「専門的な医療が受けられない」「高度な医療設備がない」等の理由による場合に限ります。）

※ 通院等を指示した事由、医療機関名及び指示日が記載された医師の指示書等（有効期間は、指示日から6月間）を添付してください。

- (2) 居宅と同じ市町村内にある最も近いへき地学校から、医療機関の所在する役場又は市役所までの距離が片道160km以内の場合

- (3) 次に掲げる管内については、指定する都市までに所在する医療機関へ通院等する場合

ア 留萌・宗谷管内 旭川市

イ 根室管内 釧路市

ウ 日高管内 苫小牧市

エ 檜山管内 函館市

4 定額表

距離 km未満切り捨て	定額 (片道)
31～50km	800円
51～70km	1,100円
71～100km	1,400円
101～140km	1,700円
141km以上	2,000円

※距離は、利用した交通機関にかかわらず、居宅と同じ市町村内にある最も近いへき地学校から医療機関（他市町村にある場合は、当該市町村役場等）までの道路による片道距離とします。

- (注) ① 給付は1人1日1回の通院等に限るものとし、同じ日に複数の医療機関に通院した場合は、最も遠方の医療機関までの距離とします。

- ② 入退院した日に医療機関に通院した場合は、入退院した医療機関までの距離とします。なお、退院した日に再度入院（転院を含む。）した場合は、給付の対象になりません。
- ③ 要介護者（介護保険法の要支援以上の認定を受けた者）又は心身障害者（障害者基本法第2条に定める者。ただし、乳幼児を除く。）が通院等に付添いを要したときは、要介護者又は心身障害者及び付添者（1人に限る。）に定額を給付します。ただし、付添者は現職会員又はその被扶養者（18歳未満の者は除く。）とし、付添者が同じ日に同じ方向にある医療機関に通院等したときは、当該付添者には給付しません。
- ④ 自家用自動車等（タクシー等営業車を含む。）に家族が複数同乗して通院等又は付添いをした場合は、1名分のみ対象となります。
- ⑤ 受診者又は付添者が定期航海便を利用した場合は、片道1,000円（小学生は500円）（離島間においては、各1/2の額）を定額に加算し給付します。
- ⑥ 定期航海便を利用した場合で、受診者又は付添者が宿泊施設（付添者にあつては受診者と同じ宿泊施設に限る。）に有料で宿泊したときは、1泊につき3,000円（小学生以下は2,000円、乳児は対象外）を定額に加算し給付します。ただし、通院にあつては受診日の前日又は受診日に、入退院にあつては入院日の前日又は退院日に宿泊した場合で、1往復につき2泊を限度として加算（便船の欠航に伴う宿泊は別に加算）します。
- ⑦ 支出した交通費等に相当する額が、他から補償、

賠償又は給付等により支払われた場合は、給付の対象となりません。

- ⑧ 医療保険の対象とならない健康診断（相談）、人間ドック、脳ドック、ガン検診、妊産婦検診等は給付の対象となりません。
- ⑨ 通勤途中、勤務先、帰省先又は旅行先等からの通院等は対象となりません。

提出書類：へき地医療交通費補助金請求書

医療機関の証明を受けて提出（受診者氏名、医療機関等の名称、受診日が記載された領収書等を添付する場合は省略できます。※調剤薬局の領収書等は対象となりません。）

⑥の場合は、宿泊施設の領収書（宿泊者氏名、宿泊日が記載されているもの）・欠航証明書

◇ 障害見舞金

現職会員が身体障害者手帳の交付を受けたとき、給付が受けられます。

- 1 給付額は、障害の程度に応じた次の額
1級 70万円 2級 60万円 3級 50万円
4級 40万円 5級 30万円 6級 20万円
- 2 障害の程度が増進したときは、増進後の障害の額から以前の障害の額を差し引いた額

提出書類：障害見舞金請求書

身体障害者手帳の写し（氏名・障害名・級別・交付年月日が表示されている部分及び備考欄全部）

◆子どもが小学校又は中学校に 入学したとき

教職員互助会

◇ 入学祝金

現職会員の被扶養者が、小学校又は中学校に入学したとき、次の給付が受けられます。

- ・ 小学校に入学したとき 1人につき2万円
- ・ 中学校に入学したとき 1人につき1万円

提出書類：入学祝金請求書

◆35歳・45歳・55歳になったとき

教職員互助会

◇ リフレッシュ支援金

現職会員が次の年齢に該当したとき、1万5千円の給付が受けられます。

- 1 35歳になったとき。
- 2 45歳になったとき。
- 3 55歳になったとき。

提出書類：リフレッシュ支援金請求書

※ 事実発生日後に提出してください。

※ 平成30年4月1日以降に35歳、45歳、55歳の誕生日を迎えた方が対象です。

◆50歳になったとき

教職員互助会

◇ 永年勤続祝金

現職会員が次のいずれかに該当したとき、3万円の給付が受けられます。ただし、在会年数5年未満の者は除きます。

- 1 50歳になったとき。
- 2 1に該当しない者が、50歳以上で退会したとき。

提出書類：永年勤続祝金請求書

※ 一度給付を受け退会した者又は期限内に請求を行わなかった者が、人事異動等により再び現職会員となったときは、給付の対象となりません。

◆要介護状態3以上の認定を受けたとき

教職員互助会

◇ 介護給付金

現職会員又はその被扶養者(後期高齢者扶養親族を含む。)が、介護保険法に基づく要介護状態3以上の認定を受けたとき、給付が受けられます。

給付額は、1日につき	要介護3	300円
	要介護4	400円
	要介護5	500円

提出書類：介護給付金請求書

介護保険被保険者証の写し

※入院見舞金の給付にかかわらず給付します。

◆勤務（公務）中又は通勤中に 負傷等したとき

公立学校共済

勤務（公務）中に生じたケガや通勤中の転倒や交通事故により負傷した場合は、共済組合員証を使用しての診療は受けられませんので、その旨医療機関等に申出て、治療を受けてください。また、公務上の傷病は、地方公務員災害補償基金から補償されますので、地方公務員災害補償基金に照会の上、公務災害・通勤災害の認定申請を行ってください。

※ 公務災害（通勤災害）の認定申請については、本人の請求行為に基づくものでありますが、認定対象の傷病でありながら軽微等の理由により認定申請を行わず共済組合員証を使用して治療を受けた医療費および給付金は返納していただくこととなります。（全額自己負担となります。）

なお、やむを得ず、共済組合員証を使用した場合は、速やかに「**公務傷病災害発生報告書**」を提出してください。

◆交通事故等にあったとき

公立学校共済

組合員または被扶養者が、交通事故等の第三者加害行為にあったときは、どんなに小さなけが等であっても必ず次のことを心がけ、当支部までご連絡ください。

- ① 相手方（加害者）の氏名・年齢・住所はもちろん、相手方と最寄りの警察署に連絡し、警察官の立会いのもとで、正確に事故状況等を確認します。なお、第三者的立場にある目撃者の証言が得られれば非常に好都合です。

また、交通事故（自転車事故含む）の場合は、相手方の運転免許証、車検証等で、運転者の氏名・年齢・住所、車の登録ナンバーおよび使用者の会社名・氏名・年齢・住所・所在地等を確認します。

- ② 事故状況等を所属所長に報告し、組合員証を使用して医療機関を受診した場合、次の書類を提出してください。

ア．交通事故（自損事故含む）の場合

「事故報告書」（別紙様式第17号）および「事故の状況（交通事故のとき）」（別紙様式第17号の2）

イ．交通事故以外の第三者加害行為の場合

「事故報告書」（別紙様式第17号）および「事故の状況（交通事故以外のとき）」（別紙様式第17号の3）

- ③ 組合員証を使用した場合、不用意な示談により、共済組合が医療機関等に立て替えた療養費（本人等が窓口で支払った負担分以外）を加害者へ請求できなくなる恐れがありますので、示談をする際は、事前に当支部までご連絡ください。

- ④ 第三者加害行為による傷病の療養費等については、民法および自動車損害賠償保障法の規定により加害者が負担することとなります。

◆病気・負傷などで給料が支給されなくなったとき

公立学校共済

組合員が公務外の傷病により勤務することが出来なくなったため、給料の全部又は一部が支給されないとき給付が受けられます。

- ◇ **傷病手当金**……給付額は、1日につき支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額平均額×1/22×2/3です。ただし、報酬や各種年金を受ける場合は、傷病手当金の調整を行います。給付期間は、最長1年6か月（結核性疾病は3年）です。
- ◇ **傷病手当金附加金**……在職中で傷病手当金の給付期間が満了した翌日以降も引き続き勤務することが出来ないとき、傷病手当金と同じ条件で給付が受けられます。給付期間は、最長6か月です。

提出書類……傷病手当金及び傷病手当金附加金請求書
療養に関する報告書（初回の請求のみ）
無職の申立書（退職後のみ）
報酬支給額証明書（在職中のみ）等

傷病手当金は、休職の状況等、個人ごとに取り扱いが全く異なりますので、詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

教職員互助会

◇ 傷病給付金

健康保険の被保険者である現職会員（共済組合員である現職会員は対象外です。）が、健康保険から傷病手当金を支給されたとき又は傷病手当金の支給が終わった場合において、当該傷病により引き続き長期療養のため休職しているとき、給付が受けられます。

給付額は、地方公務員等共済組合法に定める傷病手当金の例により算定した額です。ただし、健康保険から傷病手当金等を支給されたときは、その額を差し引いた額です。

提出書類：傷病給付金請求書

健康保険の傷病手当金支給申請書の「労務に服することができなかった期間を含む賃金計算の勤務状況及び賃金支払状況等」のページの写し及び同手当金の支払通知書の写し。

障害厚生年金又は障害手当金を受給している場合は、その額を証明する書類、休職者の給与支給等に関する報告書（初回請求時のみ。）

◆介護休暇をとったとき

公立学校共済

◇ 介護休業手当金

組合員が、次の家族を介護するため、介護休暇の承認（任命権者またはその委任を受けた者の承認）を受けるときに、給付が受けられます。

給付額は、1日につき標準報酬月額×1／22×0.67です。
（給付上限相当額あり）

給付期間は、介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休暇の日数を通算して66日を超えない期間です。

〈要介護家族〉

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもので、次の者

- ・配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ・父母
- ・子
- ・配偶者の父母
- ・祖父母
- ・孫
- ・兄弟姉妹

- | | | |
|--|---|-------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 父母の配偶者 ・ 配偶者の父母の配偶者 ・ 子の配偶者 ・ 配偶者の子 | } | <p>組合員と同居
している者</p> |
|--|---|-------------------------|

提出書類：介護休業手当金請求書
 給料の減額通知書の写し
 給与（報酬）支給明細書の写し
 出勤簿及び介護休暇処理簿の写し

詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

教職員互助会

◇ 介護休業補助金

現職会員が介護休暇及び介護時間の承認を受け、給料の全部又は一部が支給されないとき、給付が受けられます。

給付額は、減額された給料の100分の60に相当する額です。ただし、公立学校共済組合等から介護休業手当金等を支給されたときは、その額を差し引いた額になります。

提出書類：介護休業補助金請求書
 給与の減額に関する通知書の写し
 出勤簿及び介護休暇等処理簿又は介護時間処理簿等の写し
 公立学校共済組合等から発行される給付決定通知書等の写し

◆家族看護などのため、欠勤し 給料が減額したとき

公立学校共済

◇ 休業手当金

組合員が次に掲げる事由によって欠勤したとき（給与条
例に基づいて給料が支給されないとき）は、次に掲げる期
間を限度に給付が受けられます。

給付額は、1日につき標準報酬月額×1/22×0.5です。

- ア 被扶養者の病気又は負傷……欠勤した期間
- イ 組合員の配偶者の出産……14日以内
- ウ 公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の
災害 …………… 5日以内
- エ 組合員の婚姻、配偶者の死亡、又は二親等内の血族、
一親等の姻族で、主として組合員の収入により生計を維
持する者、若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬
祭 …………… 7日以内
- オ 被扶養者でない配偶者又は一親等の親族（子の配偶者
を除く）の傷病……14日間以内
- カ 組合員が通信教育の面接授業に出席……所属所長が必
要と認めた期間

(注) 大学院修学休業者については、休業手当金の給付は適
用されません。

提出書類……休業手当金請求書

給料の減額通知書の写し

出勤簿及び休暇処理簿の写し

詳細は、「共済事務の手びき」をご覧ください。

◆退職者が任意継続組合員になるとき

公立学校共済

公立学校共済組合員が退職したとき、任意継続組合員となることの申出をしていただくと、退職の翌日から引続きその被扶養者を含め在職中と同様の短期給付（休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く。）の受給と福祉事業の利用ができます。

◇ 任意継続組合員になるには

- ① 退職した日の前日までに引き続き、1年以上共済組合員であることが必要です。
- ② 退職した日から起算して20日以内（3月31日付け退職の場合は、4月19日まで）に「任意継続組合員申出書」を所属所長を経由して共済組合に提出していただきます（共済組合必着）。
- ③ 任意継続掛金を共済組合に納入していただきます。

◇ 任意継続組合員の資格には期限があります。

任意継続組合員の資格期間は退職した日の翌日から2年間です。

◇ 任意継続組合員となった方には

- ① 新たに「公立学校共済組合任意継続組合員証」が交付されます。
- ② 在職中に認定された被扶養者は、被扶養者の要件を欠いていない限り引続き被扶養者として認定されます。
- ③ 休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除き療養費、家族療養費などの短期給付（附加給付を含む）が在職中と同様に給付されます。

④ 共済組合の宿泊施設が在職中と同様に利用できます。

◇ **任意継続組合員の掛金額**

① 次に掲げる※1に該当する額のうち、低い額に※2の短期掛金率を乗じた額

※1 掛金の基準となる額

ア 退職した月の標準報酬月額

イ 410,000円（全組合員の平均標準報酬額）

※2 短期掛金率

ア 40歳未満または65歳以上の組合員 84.2/1,000

イ 40歳以上65歳未満の組合員 99.18/1,000

② 掛金は資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までの分を納入していただきます。最初に払込むべき掛金は退職した日から20日以内に納入していただきます。

③ 掛金の払込み方法には、年払い・半期払い（割引有）、毎月払いがあります。

◇ **任意継続組合員の資格がなくなるとき**

任意継続組合員は、再就職して他の医療保険制度の被保険者になったとき、または家族等の被扶養者となるときはその資格を喪失しますので、「任意継続組合員資格喪失申出書」と、交付されていた「任意継続組合員証」等を提出していただきます。また、資格取得から2年を経過して、あるいはその他の理由により資格を喪失した以後は、国民健康保険に加入することになります。

※再任用職員になったとき

退職後、再任用職員となったときは、勤務形態により次のような取扱いになります。

1 フルタイム勤務 (1) 退職後、引き続いてフルタイム

勤務となった場合は、共済組合員のままです。共済組合員証はそのまま使用できます。

- (2) 任意継続組合員又は無職であった者がフルタイム勤務となった場合は、新たに共済組合員となりますので、資格取得の手続きをする必要があります。(任意継続組合員の場合は、その資格喪失の手続きも必要です)

- 2 短時間勤務 (30時間勤務) 健康保険の加入者となります。
(20時間勤務) 共済組合の任意継続組合員、国民健康保険の選択になります。

◆特別会員になるとき

教職員互助会

- ◇ 特別会員になるには
加入等の資格

特別会員	① 退職時に40歳以上の現職会員 【加入日】退職日の翌日
認定配偶者	② 特別会員となる①の配偶者（年齢、現職会員の被扶養者かどうかは問わない。ただし現職会員を除く） 【加入日】特別会員と同日（退職時の配偶者は特別会員と同時加入） ③ 現職会員が40歳以上で死亡したときに、その被扶養者として本会の認定を受けていた配偶者 【加入日】現職会員死亡日の翌日

加入期間

【加入日】 現職会員の退会（退職・死亡）日の翌日

【退会日】 加入日から180月（15年）に達した月の月末（自動退会）。ただし、特別会員が死亡したときは退会になります。認定配偶者が死亡、離婚、再婚等したときは退会になります。（認定配偶者は特別会員が死亡後も退会日まで継続加入できます。）

対象事業の選択と加入に必要な費用

下表の1又は2のいずれか希望する事業を選択し、選択した事業に対する拠出金を特別会員及び認定配偶者それぞれにご負担いただきます。なお、P45「加入等の資格」認定配偶者②の対象事業は特別会員が選択した事業と同じです。

また、加入に必要な費用には、退会時の給付金（積立還付金、セカンドライフ支援金）を充当し、不足額を納入いただきます。

対象事業の選択	加入に必要な費用
1 医療費給付事業及び 生きがい事業	医療費給付事業拠出金 1人 24万円
	生きがい事業拠出金 1人 8万円
	計 1人 32万円
2 生きがい事業のみ	生きがい事業拠出金 1人 8万円

※医療費給付事業のみの選択はできません。

※拠出金は退会時にお返しするものではありません。

また、いかなる理由による中途退会でも返金はありません。

加入方法

退職後2か月以内に「特別会員（配偶者）加入等申込書」を提出してください。この期間を過ぎると特別会員制度に加入できません。ご注意ください。

なお、P45「加入等の資格」認定配偶者②に該当し、退職時に被扶養者の認定を受けていない配偶者は、戸籍謄本

又は住民票（続柄の表記のあるもの。）と、更に配偶者の年齢が加入する年度の4月1日においてその年度の定年退職年齢未満の場合は、配偶者の健康保険被保険者証のコピーを添付してください。

◇ **生きがい事業**

●特別会員支部活動補助

特別会員又は認定配偶者（以下「会員等」といいます。認定配偶者とは、本会の事業の対象者として認定を受けた配偶者をいいます。）が相互の交流・親睦を推進し生きがい意識の高揚を図るため、一定の地域において組織した団体（特別会員支部といいます。組織されていない地域もあります。）に対して、その活動の経費を予算の範囲内で補助します。

加入時に特に申し出がなければ、加入と同時に特別会員支部に所属することになります。

●健康推進

- ・会員等を対象に、レクリエーションを実施します。
- ・大腸がん検査の斡旋、スポーツ観戦、芸術鑑賞等のチケットを割引斡旋、会員証割引事業

●指定宿泊施設利用補助

会員等が指定宿泊施設を利用したとき、それぞれ1人1泊につき2,000円を年度間（4月～翌年3月まで）1人3泊を限度に補助します。

●弔慰金

会員等が死亡したとき、請求により遺族に5,000円を給付します。

●相談事業

会員等を対象に、特別会員事業全般及び健康に関する

相談事業を行っています。

● 広報誌

特別会員広報誌「かわら版」を定期的に発行し、特別会員事業に関することをお知らせします。

● 団体保険等

- ・退職後もマイプラン21及び医療費支援制度（先進医療型）等の保険を継続することができます。
- ・退職者団体傷害保険
- ・退職者団体扱自動車保険

選 択 制

◇ 医療費給付事業

● 医療費給付金

給付対象 医療費給付事業を選択した特別会員又は認定配偶者（以下「療養者」といいます。）の療養のため、健康保険制度によって定められた保険診療の自己負担額[※]を支払ったとき、請求に基づき給付します。給付対象となる受診（外来・入院）は加入期間内に限ります。

※保険診療のはり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧等の治療費、介護保険制度によるもの、入院時の食事療養費等は対象外。

給付額 療養者ごとの1か月間の自己負担額の合計額（請求上限額15,000円～25,000円※1 P 49表参照）から10,000円を控除した額の6割（100円未満切捨て）を給付します。ただし、療養者ごとの同一年度（4月～翌年3月）の受診分に対する給付総額は4～8万円（※1 P 49表参照）が限度となり、限度額に達するとその年度の給付は終了します。

※ 1 医療費給付額表

年齢 ^(※2)	1か月の自己負担額(請求上限額)	同一年度受診分給付総額(限度額)
69歳以下	25,000円	80,000円
70歳～74歳	25,000円(外来は15,000円限度)	60,000円
75歳以上	25,000円(外来は15,000円限度)	40,000円

※2 受診した年度の4月1日における療養者の年齢

◆死亡したとき

公立学校共済

組合員又は被扶養者が公務によらないで死亡したときは、次の給付が受けられます。

なお、社会通念上予想し難い非常災害で死亡したときは、更に弔慰金の給付が受けられます。

埋葬料(家族埋葬料)……50,000円

同附加金……25,000円

ア 被扶養者がいない組合員が死亡したときは、上記金額の範囲内で埋葬に直接要した費用の実費額が埋葬を行った者に給付されます。

イ 埋葬に直接要した費用の実費額とは、霊柩代または借料、霊柩運搬料、霊前供物代、僧侶への謝礼、入院患者死亡後自宅までの移送料等であって、その他雑費(食糧費等)は含まれません。

提出書類……●埋葬料 家族埋葬料・同附加金請求書

●死体埋火葬許可証の写し

●被扶養者がいない組合員が死亡したときの請求は、その埋葬に要した費用の内訳と領

収書（原本）
※内訳及び領収書は後日返却します。

教職員互助会

◇ 弔 慰 金

現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が死亡したとき、給付が受けられます。（会員死亡のとき、P100もご覧ください。）

給付額は、

会員が死亡したとき	100万円
配偶者（被扶養者）が死亡したとき	20万円
配偶者以外の被扶養者が死亡したとき	10万円

提出書類：弔慰金請求書

死体埋火葬許可証又は死亡診断書等の死亡の事実が確認できる書類の写し

現職会員死亡の場合は、会員と請求者の関係を示す戸籍謄本（死亡した会員が除籍されているもの）

給付を受けるべき遺族の範囲及びその順位等、詳細は、所属所に配布してある「例規集」の給付規程をご覧ください。

◇ 遺児等給付金

現職会員が死亡した場合に、被扶養者である遺族に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は一定要件の障害がある者がいるとき、1人につき80万円の給付が受けられます。

提出書類：遺児等給付金請求書

遺児等を扶養することになる死亡現職会員の配偶者（いない場合は親権者又は後見人）が弔慰金請求書と同時に提出

障害の状態にある被扶養者については身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（氏名、障害の程度、交付年月日欄）の写し

◆遺児が高等学校等に在学しているとき

教職員互助会

◇ 奨学金

現職会員が死亡した場合に、遺児となった生徒が安心して修学できるよう、選考により奨学生として、道内の高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は国・公立高等専門学校に在学期間中、3年間（定時制は4年間）を限度に月額2万円の奨学金を給与します。

※返済する必要はありません。

〈申込み資格〉

次の条件を満たしている生徒

- 1 現職会員の死亡時において、被扶養者として認定されていること。
- 2 次のいずれかの学校に在学していること。
 - (1) 中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）
 - (2) 道内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）
 - (3) 道内の中等教育学校
 - (4) 道内の国・公立高等専門学校（第1～第3学年。以下同じ。）

- 3 次のいずれかの状況にあること。
 - (1) 中学校又は中等教育学校の第3学年で、道内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は国・公立高等専門学校に進学しようとしている。
 - (2) 道内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は国・公立高等専門学校に在学している。
- 4 経済的な理由により修学が困難な事情にあること。
※当互助会の基準により判定します。
- 5 向学心に富んでいて、かつ、成業の見込みがあること。

◆災害にあったとき

公立学校共済

地震、水害、火災などの非常災害で住居又は家財に損害を受けたときは、その損害の程度により「災害見舞金」が支給されます。

◇ 住居とは

現に生活の本拠として居住する建物をいい、自宅・借家・公宅などの別を問いません。

◇ 家財とは

住居以外の社会生活上必要な一切の財産（自動車も含みます。）をいいますが、山林・貸家などの不動産及び現金・有価証券などは含まれません。

◇ 支給額

災害見舞金……標準報酬月額×0.5～3.0（別表の月数）

◇ 提出書類…●災害見舞金請求書

●り災証明書

- 所属所長の災害発生状況報告書
- 損害明細書
- 現場の状況写真及び新聞報道の切り抜き

(注) 非常災害で住居又は家財が損害を受けたときは、所属所長は、その旨を直ちに支部に電話で連絡してください。

支部は、連絡があり次第、状況によっては担当職員を派遣して現地で損害を判定し、後日災害見舞金を支給します。

別表

損 害 の 程 度		月数
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3月
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	2月
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
3 住居又は家財の2分の1程度が焼失し、又は滅失したとき	4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	1月
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	

教職員互助会

◇ 災害見舞金

現職会員が地方公務員等共済組合法別表に掲げる災害又は理事長が災害見舞金の支給を適当と認める大規模災害に

より、その住居又は家財に損害を受けたとき、給付が受けられます。

給付額は、同法別表に掲げる給付月数に応じた次の定額です。

給付月数が3月のとき	100万円
給付月数が2月のとき	70万円
給付月数が1月のとき	40万円
給付月数が0.5月のとき	20万円

※「理事長が災害見舞金の支給を適当と認める大規模災害の場合」の給付の対象、給付金の額、事務手続きについては、その都度決定します。

※公立学校共済組合の災害見舞金の給付対象となる場合は、当該給付後に共済組合から発行される災害見舞金の算定についての連絡書と、給付金決定通知書の写しを添付して請求してください。

提出書類：災害見舞金請求書

損害明細書

り災現場写真

直近の固定資産税納税通知書の写し又は固定資産評価証明書（持家の場合）

自家用車の車検証の写し

新聞報道の記事の切り抜き

家主等の証明書

その他給付金の審査決定上必要と思われる参考資料

請求書にり災証明を受けられない場合は、り災証明願いによる市区町村長、消防署長又は警察署長の証明

◆資金を必要とするとき

貸付種別一覧表

公立学校共済

結 婚 貸 付
一 般 貸 付
教 育 貸 付
医 療 貸 付
災 害 貸 付
葬 祭 貸 付
特 別 貸 付
高 額 医 療 貸 付
出 産 貸 付
住 宅 貸 付
住 宅 災 害 貸 付
介護構造部分に係る (住宅・住宅災害)貸付

教職員互助会

生 活 資 金
教 育 資 金
住 宅 資 金
自 動 車 資 金

- 公立学校共済はP56～P62をご覧ください。
- 教職員互助会はP63～P69をご覧ください。

公立学校共済

◇各種貸付要件等

(申込額は必要金額の範囲内で10万円単位とする。例、必要金額148万円→申込額140万円)

種別	貸付要件	貸付金額												
結婚貸付	組員又は子が結婚するため資金を必要とするとき													
一般貸付	組員が臨時に資金を必要とするとき ※恒常的に発生する生活費・ローン返済等は除く	10万円～200万円 (10万円単位)												
教育貸付	組員・被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校又は理事長が定める外国の教育機関に入学又は修学するための資金を必要とするとき 他の金融機関からの借換えの場合。(教育ローンに限る) ※恒常的に発生する必要経費(生活費等)は除く	おおむね1年以内に必要とする費用で 10万円～550万円 (10万円単位)												
医療貸付	組員・被扶養者又は被扶養者でない配偶者・子・孫・兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母も含む。)が医療を受けるため資金を必要とするとき	10万円～120万円 (10万円単位)												
災害貸付	組員又はその被扶養者が火災、台風、地震、豪雨、豪雪等による災害のほか、交通事故その他予測し難い事故による災害を受けたため資金を必要とするとき	10万円～200万円 (10万円単位)												
葬祭貸付	組員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母も含む。)の葬祭を行うため資金を必要とするとき													
特別貸付	再任用組員、臨時の任用組員及び会計年度任用職員等	貸付申込み時点の給料月額×3/10×残任期月数 (10万円未満の端数切り捨て)												
高額医療貸付	組員又は被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とするとき	高額療養費相当額 (千円単位)												
出産貸付	組員又は被扶養者が出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とするとき	出産費相当額 (千円単位)												
住宅貸付	組員が自己の用に供するため住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくはは補修をするため資金を必要とするとき	次の(1)又は(2)の額のうち、いずれか高い方 (1) 給料月額×表1に掲げる組員期間に応じた月数の範囲内 最高限度額 1,800万円 (10万円単位) 表1 (貸付倍率) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>組員期間</td> <td>3年未満</td> <td>3年以上5年未満</td> <td>5年以上10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>月数</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>35</td> <td>45</td> </tr> </table> (2) 給料月額×申込時における組員期間に応じた退職手当支給割合+調整額(仮定退職手当額)の範囲内 最高限度額 1,800万円 (10万円単位)	組員期間	3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	月数	10	15	25	35	45
組員期間	3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上									
月数	10	15	25	35	45									
住宅災害貸付	組員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により共済組合法(第73条関係)に掲げる程度の損害を受け、住宅の新築等のため資金を必要とするとき	住宅貸付の2倍の範囲内 最高限度額 1,900万円まで (10万円単位)												
介護構造部分に係る(住宅・住宅災害)貸付	新築等に係る住宅貸付又は住宅災害貸付で、要介護者に配慮した構造を有する住宅のため資金を必要とするとき	10万円～300万円 (10万円単位)												

※在宅介護対応住宅の具体的構造等

在宅介護対応住宅の基準	段差の解消、手すりの設置又は将来設置可能な下地補強、車いすが利用できる幅の廊下・居室等の構造、洋式で広いトイレ、入浴しやすい浴槽等
介護機器の設置	ホームエレベーター、天井走行リフト、階段昇降機、段差解消機
住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)のバリアフリータイプに適合。または、同等の基準で設計	

注意 1 貸付金の利率は、財政融資資金利率の変動に応じて変更されます。

2 掲載の利率には、保証料として年利0.06%、月利0.005%が含まれます。

種 別	添 付 書 類
高額医療貸付・出産貸付以外の全貸付共通	<ul style="list-style-type: none"> 貸付申込書（様式第1号の1） 貸付借入証書（様式第4号の1） 貸付事業における個人情報に関する同意書（様式第1号の7） 借入状況等申告書（様式第1号の8） 最新（直近）の給料明細書の写し

種別	利率 (%)	償 還 回 数	申 込 時 期	添 付 書 類
結婚		毎月償還 120回以内 ボーナス償還 20回以内 ただし、毎月償還回数 の1/6以内(50万円単位)	毎月25日締切 ただし、結婚日 前後6か月以内	(1)次のいずれかの書類 ①結婚する事実を証明できる書類 ・結婚式の挙式申込受理書の写し等 ②婚姻後の申込みの場合は、その事実を証明できる書類 ・戸籍抄本 ③内縁関係の場合は、その事実を証明できる書類 ・住民票及び民生委員の証明書 ・所属所長の証明書 (2)必要額が確認できる書類 ・契約書等の写し (申込本人の氏名及び印と相手業者の証明印が押印されているものを提出すること。) ・見積書の写し(受注を証明する一筆と証明印が必要)
一般		貸付金額100万円以上の1/2以内(50万円単位)	毎月25日締切 ただし、費用支払い後の貸付申し込みは、支払日からおおむね1か月以内	・必要額が確認できる書類（貸付送金額が100万円未満の場合は不要） ・契約書等の写し（売主・買主双方の記名及び押印されているもの） ・自動車購入の場合は、自動車注文書の写し（買主の署名・押印及び相手業者の証明印が必要） ・見積書の写しを提出する場合は相手業者の「確かに注文承りました」と記入の上担当者の押印が必要
教育	年利 1.32 月利 0.11	毎月償還 250回以内 ボーナス償還 41回以内 ：上記に同じ。	毎月25日締切 在学証明書は発行日以後3か月以内のもの 費用支払い後の貸付申し込みは、支払日からおおむね1か月以内	・教育貸付に係る必要経費内訳書（様式第1号の10） ・入学又は修学の事実を明らかにする証明書 ・合格証明書、入学証明書、在学証明書（原本）等 ・外国の教育機関の場合は、様式第1号の11及び12号又はこれに準ずる書類（必要に応じて日本語翻訳を添付） ・教育機関に支払う費用（入学金・授業料の場合）必要額及び納付期限が確認できる書類（納付書の写し等） ・通学のための交通費の場合は6か月定期券の写し ・他の金融機関からの借換えの場合 ①民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書 ②過去3か月の返済が確認できる書類（通帳の写し等） ・その他諸経費等は、契約書等の写しが必要 ・対象者が被扶養者でない場合、組合員との続柄がわかる書類（戸籍謄本等）
医療		毎月償還 110回以内 ボーナス償還 18回以内 ：上記に同じ。	毎月25日締切 ただし、診断日以後3か月以内	・医師の診断書の写し ・対象者が被扶養者でない場合、組合員との続柄がわかる書類（戸籍謄本等）
住宅		毎月償還 360回以内 ボーナス償還 60回以内 ：上記に同じ。	毎月25日締切 ただし、住宅貸付対象物件の完成又は取得予定日以前5か月以内	・当支部ホームページ「共済事務の手びき」内の住宅貸付必要書類等一覧表をご覧ください。
葬祭		毎月償還 120回以内 ボーナス償還 20回以内 ：上記に同じ。	毎月25日締切 ただし、葬儀及び法事等が行われた日から1か月以内墓地の取得等に係る費用の支払日前後おおむね1か月以内。	(1)葬祭対象者の死亡の事実と組合員との続柄を確認する書類 ・死亡診断書（死体検案書）の写し ・戸籍抄本（被扶養者の場合は除く） (2)の1)葬祭又は法事等を事由に貸付を申し込み場合 ・葬儀又は法事等を明らかにする書類 (2)の2)墓地の取得等を事由に貸付を申し込み場合 ・購入日を確認できる書類 (3)必要額が確認できる書類 ・契約書等の写し (申込本人の氏名及び印と相手業者の証明印が押印されているものを提出すること。)
特別		貸付金の交付日の属する月の翌月から資格喪失月までの範囲内	毎月25日締切	・任用期限が確認できる書類（辞令の写し等）

種別	利率 (%)	償還回数	申込時期	添付書類
高額出産	無利息		随時 ただし、療養月から2か月以内	・貸付事業における個人情報に関する同意書（様式第1号の7） ・病院が発行する請求書又は領収書の写し ただし、療養者氏名、療養期間及び診断日が明記されているもの。
災害	年利 0.99	毎月償還 120回以内 ボーナス償還 20回以内 ：上記に同じ。	毎月25日締切 ただし、災害発生日以後3か月以内	・当支部ホームページ「共済事務の手びき」内の各貸付種別の必要書類一覧表をご覧ください。
住宅災害	月利 0.0825	毎月償還 360回以内 ボーナス償還 60回以内 ：上記に同じ。	毎月25日締切 ただし、災害発生日以後1年以内	
介護	年利 1.06 月利 0.088	毎月償還 360回以内 ボーナス償還 60回以内 ：上記に同じ。	住宅貸付 住宅災害貸付に同じ	

※ 貸付等の詳細は、当支部ホームページ「共済事務の手びき」内の各貸付種別の必要書類一覧表をご覧ください。

◇ 貸付の決定及び送金

毎月25日（受付締切日が休日等に当たる場合はその前日）までに受理し決定した貸付の申込みについて、翌月の28日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に申込人名義の普通預金口座に送金します。

◇ 貸付の制限

- 1 一般貸付け、教育貸付け、災害貸付け、結婚貸付け、医療貸付け及び葬祭貸付けの未償還元金の合計額が700万円を超える場合は、当該貸付けはできません。
- 2 一般貸付けにおける借換えを行う場合、既貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年を経過した日の属する月まで貸付けを行うことができません。
- 3 組合員期間が6か月未満の方には、貸付けを行えません。
- 4 申込人の借入状況において、当共済組合及び他の金融機関等への償還年額が給料月額4.8倍を超える場合は、貸付けを行えません。
- 5 過去に当共済組合の貸付償還において、債務不履行となった場合は、貸付けは受けられません。（法的整理含む）

- 6 退職前3か月以内の方は、貸付けは受けられません。
(高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。)

◇ 償 還

毎 月 償 還	定期償還として、毎月の給料から元利均等額で償還する。
ボーナス併用償還	定期償還として、6月、12月のボーナス支給月にも元利均等額で償還する。
一 部 繰 上 償 還	申出により、未償還元利金の一部を償還する。 ・毎月償還10万円以上 ・ボーナス併用償還20万円以上
全 額 繰 上 償 還	申出により、未償還元利金の全額を償還する。
即 時 償 還	退職等又は申込みの内容に偽りのあることが認められたときは、即時に未償還元利金全額を償還する。 退職時に未償還元金がある場合は、給与支給機関が退職手当から一括控除して償還する。 退職手当が支給されない場合及び退職手当金から控除しきれない場合は、共済組合から送付する貸付償還金払込書により、直接、本人が償還する。

◇ 償還の手続

申出様式(共済事務の手びき別記様式第10・11号)	申 出 時 期
一 部 繰 上 償 還 申 出 書	6 月 及 び 12 月 の 年 2 回
全 額 繰 上 償 還 申 出 書	随 時 (毎 月 20 日 締 切 り)

- ※ 送付された繰上償還申出書は毎月20日で締切り、翌月10日頃に「貸付償還金払込書」を所属所あてに送付しますので、その用紙を使用して納付期限(原則20日)までに北洋銀行または北海道銀行の各本支店へ納入してください。

毎月償還の償還回数と償還金額の例示

貸付金額：100万円

貸付種別：結婚・一般・教育・医療・葬祭・特別・住宅

利率：年利1.32%

償還回数	償還金額	償還回数	償還金額	償還回数	償還金額	償還回数	償還金額
10	100,606	100	10,566	190	5,835	280	4,152
15	67,255	105	10,090	195	5,701	285	4,089
20	50,580	110	9,657	200	5,573	290	4,029
25	40,575	115	9,262	205	5,451	295	3,971
30	33,905	120	8,900	210	5,336	300	3,915
35	29,141	125	8,567	215	5,225	305	3,861
40	25,568	130	8,260	220	5,120	310	3,809
45	22,789	135	7,975	225	5,020	315	3,758
50	20,566	140	7,711	230	4,923	320	3,709
55	18,747	145	7,465	235	4,831	325	3,661
60	17,232	150	7,235	240	4,743	330	3,615
65	15,950	155	7,021	245	4,659	335	3,570
70	14,851	160	6,820	250	4,577	340	3,527
75	13,898	165	6,631	255	4,499	345	3,485
80	13,065	170	6,453	260	4,424	350	3,444
85	12,330	175	6,285	265	4,352	355	3,404
90	11,676	180	6,127	270	4,283	360	3,365
95	11,092	185	5,977	275	4,216		

毎月償還金額の計算方法

☆ 「100万円以外の償還金額の求め方」

上表の希望する償還回数の償還金額に申込金額を乗じて100万円を除いて得た金額が1回当たりの毎月償還金額となります。

(例) 200万円を120回で償還する場合

$$8,900円 \times 2,000,000円 \div 1,000,000円 = 17,800円$$

(概算のため円位単位に差額が生じる場合があります。)

☆ 「前記以外の償還金額等の求め方」

当支部ホームページの「貸付金・償還金シミュレーション」をご活用願います。

ボーナス償還の償還回数と償還金額の例示

貸付金額：100万円

貸付種別：結婚・一般・教育・医療・葬祭・特別・住宅

利率：年利1.32%

5月・11月貸付

償還回数	償還金額	償還回数	償還金額
4	252,750	25	43,284
6	169,606	30	36,650
8	128,038	35	31,917
10	103,099	40	28,371
12	86,476	45	25,617
14	74,605	50	23,418
16	65,703	55	21,622
18	58,781	60	20,128
20	53,245		

4月・10月貸付

償還回数	償還金額	償還回数	償還金額
4	253,028	25	43,332
6	169,792	30	36,691
8	128,178	35	31,952
10	103,213	40	28,402
12	86,571	45	25,645
14	74,687	50	23,444
16	65,775	55	21,645
18	58,845	60	20,150
20	53,303		

3月・9月貸付

償還回数	償還金額	償還回数	償還金額
4	253,305	25	43,380
6	169,979	30	36,731
8	128,319	35	31,987
10	103,326	40	28,433
12	86,666	45	25,674
14	74,769	50	23,469
16	65,847	55	21,669
18	58,910	60	20,172
20	53,362		

2月・8月貸付

償還回数	償還金額	償還回数	償還金額
4	253,583	25	43,427
6	170,165	30	36,771
8	128,460	35	32,022
10	103,439	40	28,465
12	86,761	45	25,702
14	74,851	50	23,495
16	65,920	55	21,693
18	58,975	60	20,194
20	53,420		

1月・7月貸付

償還回数	償還金額	償還回数	償還金額
4	253,861	25	43,475
6	170,351	30	36,811
8	128,600	35	32,057
10	103,553	40	28,496
12	86,856	45	25,730
14	74,933	50	23,521
16	65,992	55	21,717
18	59,039	60	20,216
20	53,479		

12月・6月貸付

償還回数	償還金額	償還回数	償還金額
4	254,139	25	43,522
6	170,538	30	36,852
8	128,741	35	32,092
10	103,666	40	28,527
12	86,951	45	25,758
14	75,015	50	23,547
16	66,064	55	21,740
18	59,104	60	20,238
20	53,537		

ボーナス償還金額の計算方法

☆ 「100万円以外の償還金額の求め方」

上表から貸付を受ける月の希望する償還回数の償還金額に申込金額を乗じて100万円を除いて得た金額が1回当たりのボーナス償還金額となります。

(例) 5月貸付で50万円を20回で償還する場合

$$53,245円 \times 500,000円 \div 1,000,000円 = 26,622円$$

(概算のため円位単位に差額が生じる場合があります。)

☆ 「前記以外の償還金額等の求め方」

当支部ホームページの「貸付金・償還金シミュレーション」をご活用願います。

教職員互助会

◇ 貸付けの種別、要件及び金額等

◆ 提出書類（全貸付共通）

◎貸付申込書一式

- ・ 貸付申込書
- ・ 借用証書…貸付申込金額に応じた収入印紙を貼付
(割印はしないでください。)
- ・ 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書

◎添付書類は、貸付けの種別によって異なりますので、下記をご覧ください。

◆ 利率

年利1.32% 月利0.1100%(利率は変更することがあります。)

※貸付決定後は、申込金額、償還方法、償還回数の変更はできません。

※申込書はお早めに提出してください。

※貸付申込書等の様式は、互助会ホームページからご利用になり、申込みにあたってはホームページの貸付事業をご覧ください。印刷の際に両面印刷はしないでください。

◆ 生活資金

貸付要件	現職会員が臨時に資金を必要とするとき。
貸付金額	10万円～200万円（10万円単位）
償還回数	例月72回以内 期末12回以内 （期末の貸付金額は、申込金額の1／2以内、償還回数は例月償還回数の1／6以内）
添付書類	なし

◆ 教育資金

貸付要件	現職会員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）が私立中学校、高等学校、大学、各種学校等の教育機関に入学又は修学するための資金を必要とするとき。
貸付金額	入学者又は修学者1名につき10万円～300万円（10万円単位）
償還回数	例月120回以内 期末20回以内 （期末の貸付金額は、申込金額の1/2以内、償還回数は例月償還回数の1/6以内）
添付書類	・入学する学校の合格通知書等の写し、在学中の場合は在学証明書等の原本（いずれも発行日から3月以内） *被扶養者でない子の場合は戸籍謄本の原本（発行日から3月以内）

◆ 住宅資金

貸付要件	現職会員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修のために資金を必要とするとき。
貸付金額	50万円～600万円（10万円単位） ・工事請負契約書、売買契約書又は賃貸契約書の契約価格の範囲内 ・貸付申込時において、申込人が退職すると仮定した退職手当の範囲内
償還回数	例月240回 期末40回 （期末の貸付金額は、申込金額の1/2以内、償還回数は例月償還回数の1/6以内）
添付書類	・住宅資金貸付けに関する誓約書 ・申込事由に応じた書類（「住宅資金貸付必要書類等一覧表」参照） *定年退職まで5年に満たない方は、退職手当振込口座届出書、委任状、印鑑証明書
備考	・申込みは、対象物件の完成又は取得日前3月以内 ・貸付けの申込事由が完了後、3月以内に「完了報告書」等の提出が必要 ・土地の購入の場合、5年以内に住宅の建築が必要 ・新築、増築、改築、移築、購入又は借入れの対象部分が、互助会の貸付金送金時において、既に申込人の名義で登記されている場合は貸付対象外

◆ 自動車資金

貸付要件	現職会員が自家用自動車を購入するための資金を必要とするとき。 現職会員が自動車ローンの返済のための資金を必要とするとき。
貸付金額	10万円～300万円（10万円単位） ・購入の場合は、契約価格の範囲内 ・自動車ローン返済の場合は、自動車ローン残高の範囲内（貸付金送金日時点の残高） ・購入と同時に自動車ローンの返済（購入と同一車を除く。）を行う場合は、契約価格と自動車ローンの残高を合算した金額の範囲内 *下取車がある場合は、契約価格からその金額を差し引いた金額の範囲内
償還回数	例月72回以内 期末12回以内 （期末の貸付金額は、申込金額の1/2以内、償還回数は例月償還回数の1/6以内）
添付書類	◎購入のみ：売買契約書又は注文書の写し *購入金額、納車予定日、契約者（現職会員及び相手業者）名、印、契約年月日が確認できるもの（見積書は不可） ◎ローン返済：・車検証の写し ・貸付金送金日時点で繰上償還した場合の金額がわかるもの（残高証明書等） ・貸付償還表の写し ・直近3月の返済状況が表示された通帳等の写し ◎購入とローン返済同時：上記の書類すべて
備考	・申込みは、契約日から3月以内又は納車予定日まで ・ローン返済に関わる借換手数料は貸付対象外 ・貸付金送金日時点でローンが返済されている場合は貸付対象外 ・購入の場合、個人売買、ネットオークションは対象外 ・ローン返済の場合、個人からの借入は対象外 ・ローン返済の場合、貸付けを受けた日から3月以内に「完了報告書」、「返済が確認できる領収書等の写し」の提出が必要

◇ 貸付けの決定及び送金

毎月10日（土・日・休日の場合は前日）までに受理した貸付申込書（書類完備のもの）は書類審査の上、当該月の末日までに送金します。

特に、住宅資金貸付けは、申込内容によって審査に時間を要することから、希望の月に貸付けできない場合もありますので、余裕を持った日程での申込みをお願いします。

◇ **令和2年度の受付締切日・送金日** ※受付締切日は互助会必着です。

受付締切日	送金日	受付締切日	送金日	受付締切日	送金日
7月10日(金)	7月30日(木)	※10月9日(金)	10月29日(木)	※1月8日(金)	1月28日(木)
※8月7日(金)	8月28日(金)	11月10日(火)	11月27日(金)	2月10日(木)	2月25日(木)
9月10日(木)	9月29日(火)	12月10日(木)	12月25日(金)	3月10日(木)	3月30日(火)

※印は、10日が土・日・祝日のため、締切が早まりますのでご注意ください。

◇ **貸付けの制限（貸付けできない方）**

- ・ 互助会の現職会員期間が6月以内の方
- ・ 退職日前3月以内の方
- ・ ひと月の償還額が、互助会の償還額と公立学校共済組合等の償還額を合算し、給料月額 $\frac{3}{10}$ を超える方
- ・ 併用償還の場合、期末手当等からの1回当たりの償還額が互助会の償還額と公立学校共済組合等の償還額を合算し、給料月額を超える方
- ・ 新たな貸付申込額を含めた生活、教育及び自動車資金（住宅資金を除く）の未償還元金の合計が700万円を超える方
- ・ 育児休業、疾病による休業等で無給の方
- ・ 破産の手續中の方、又は破産宣告をした方
- ・ 民事再生の手續中の方、又は再生計画認可の決定を受けた方
- ・ 本会が加入している貸付保険の適用を受けた方
- ・ 償還の確実性がないと認められる方

◇ **借換え**

- ・ 生活、教育及び自動車資金貸付けについては、例月償還の償還回数が24回を終えていないと借換えできません。
- ・ 未償還元利金を新たな貸付申込額から差し引いた額を送金します。

◇ 償還方法

貸付けを受けた月（送金月）の翌月から、元利均等方式により償還していただきます。

例月償還	毎月の給与から償還
併用償還	毎月の給与と6月・12月の期末手当から償還
繰上償還	繰上償還申出書の提出により、未償還元利金の全額を償還（一部の償還はできません。） 毎月10日締切（土・日・休日の場合は、その前日） 繰上償還する月の15日頃に所属所あてに納付書を送付しますので、月末までに払い込みしていただきます。 ※繰上償還の取消しはできませんので、確実に払い込みできる月を申し出てください。
即時償還	次の場合は、未償還元利金の全額を直ちに償還しなければなりません。 1 指定の償還日に償還できなかったとき 2 申込内容に事実と反する事項が認められたとき 3 規程に違反したとき 4 現職会員の資格を喪失したとき ※退職手当が支給される場合は、未償還元利金は退職手当から控除します。 ※退職手当が支給されない場合又は退職手当から控除できない場合は、納付書により指定の期日までに償還していただきます。

◇ 償還猶予

育児休業等により給料の全部が支給されないとき、償還猶予申出書の提出により、償還を猶予することができます。

償還猶予申出書は、猶予開始月の前月10日（土・日・休日の場合は、その前日）までに、辞令等を添付し、提出してください。

償還猶予を受けた償還金は、猶予期間満了月の翌月から例月償還金と併せて償還していただきます。

◇ 貸付償還額早見表

早見表以外の償還額については、ホームページの『償還シミュレーション』をご利用ください。

◆ 例月分の償還金額（抜粋） 年利1.32%

例月分 償還回数	貸 付 金 額			
	100万円	200万円	300万円	600万円
24	42,242	84,484	126,726	253,452
36	28,347	56,693	85,040	170,080
48	21,400	42,799	64,199	128,398
60	17,232	34,464	51,696	103,391
72	14,454	28,908	43,361	86,723
120	8,900	17,800	26,700	53,400
240	4,743	9,486	14,229	28,459

生活・自動車資金 償還回数限度
教育資金 償還回数限度
住宅資金 償還回数限度

◆ 期末分の償還金額（抜粋） 年利1.32%

5月・11月貸付け

期 末 分 償 還 回 数	貸 付 金 額			
	50万円	100万円	150万円	300万円
4	126,375	252,750	379,125	758,250
6	84,803	169,606	254,409	508,818
8	64,019	128,038	192,056	384,113
10	51,550	103,099	154,649	309,298
12	43,238	86,476	129,715	259,429
20	26,622	53,245	79,867	159,734
40	14,186	28,371	42,557	85,113

生活・自動車資金 償還回数限度
教育資金 償還回数限度
住宅資金 償還回数限度

4月・10月貸付け

期 末 分 償 還 回 数	貸 付 金 額			
	50万円	100万円	150万円	300万円
4	126,514	253,028	379,542	759,083
6	84,896	169,792	254,688	509,377
8	64,089	128,178	192,267	384,535
10	51,606	103,213	154,819	309,638
12	43,286	86,571	129,857	259,714
20	26,652	53,303	79,955	159,909
40	14,201	28,402	42,603	85,207

生活・自動車資金 償還回数限度
教育資金 償還回数限度
住宅資金 償還回数限度

3月・9月貸付け

期末分 償還回数	貸 付 金 額				
	50万円	100万円	150万円	300万円	
4	126,653	253,305	379,958	759,916	
6	84,989	169,979	254,968	509,936	
8	64,159	128,319	192,478	384,957	
10	51,663	103,326	154,989	309,978	
12	43,333	86,666	130,000	259,999	生活・自動車資金 償還回数限度
20	26,681	53,362	80,042	160,085	教育資金 償還回数限度
40	14,217	28,433	42,650	85,300	住宅資金 償還回数限度

2月・8月貸付け

期末分 償還回数	貸 付 金 額				
	50万円	100万円	150万円	300万円	
4	126,792	253,583	380,375	760,749	
6	85,083	170,165	255,248	510,495	
8	64,230	128,460	192,689	385,379	
10	51,720	103,439	155,159	310,318	
12	43,381	86,761	130,142	260,284	生活・自動車資金 償還回数限度
20	26,710	53,420	80,130	160,260	教育資金 償還回数限度
40	14,232	28,465	42,697	85,394	住宅資金 償還回数限度

1月・7月貸付け

期末分 償還回数	貸 付 金 額				
	50万円	100万円	150万円	300万円	
4	126,930	253,861	380,791	761,583	
6	85,176	170,351	255,527	511,054	
8	64,300	128,600	192,900	385,801	
10	51,776	103,553	155,329	310,658	
12	43,428	86,856	130,285	260,569	生活・自動車資金 償還回数限度
20	26,739	53,479	80,218	160,436	教育資金 償還回数限度
40	14,248	28,496	42,744	85,487	住宅資金 償還回数限度

12月・6月貸付け

期末分 償還回数	貸 付 金 額				
	50万円	100万円	150万円	300万円	
4	127,069	254,139	381,208	762,416	
6	85,269	170,538	255,807	511,613	
8	64,370	128,741	193,111	386,223	
10	51,833	103,666	155,499	310,997	
12	43,476	86,951	130,427	260,854	生活・自動車資金 償還回数限度
20	26,769	53,537	80,306	160,611	教育資金 償還回数限度
40	14,263	28,527	42,790	85,581	住宅資金 償還回数限度

事業名	事業の内容
婦人がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 女子組合員と組合員の配偶者（被扶養者として認定されている者） ●検診に要する費用 自己負担額 <ul style="list-style-type: none"> 子宮がん検査 1,700円 乳がん検査（視診触診のみ） 800円 乳がん検査（視診触診及びマンモグラフィー） 2,000円 ●期間 6月～翌年2月 ●検診場所 地域医療機関（36か所） ●検診内容 子宮がん・乳がん <ul style="list-style-type: none"> ※乳がんの検査項目に原則40歳以上を対象としてマンモグラフィー検査等を実施
脳ドック	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 40歳以上の組合員 ●検診に要する費用 自己負担額は、医療機関の設定する検査料から共済組合補助額15,000円（定額）を差し引いた額 ●期間 6月～翌年2月 ●検診場所 地域医療機関（41か所） ●検診日数 日帰り ●検診内容 MRI検査（脳の断層撮影）、MRA検査（脳の血管撮影）、その他医療機関で必要とする検査
配偶者人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 35歳以上の配偶者（被扶養者として認定されている者） ●検診に要する費用 自己負担額 <ul style="list-style-type: none"> 基本検査料 11,000円 オプション検査 <ul style="list-style-type: none"> 子宮がん検査（頸がん検査） 1,300円 乳がん検査（マンモグラフィー検査） 1,700円 ●期間 5月下旬～翌年2月 ●検診場所 地域医療機関（61か所） ●検診コース 日帰り ●検診内容 呼吸器・循環器・腎機能・消化器・肝機能・視力・聴力等13項目 <ul style="list-style-type: none"> ※婦人科検査（オプション）の乳がん検査で原則40歳以上を対象としたマンモグラフィー検査等を実施 ※50歳・55歳・57歳・59歳の男性配偶者に前立腺検査（血液検査）を実施

事業名	事業の内容
特定健康診査 特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者。ただし、組合員は所属所の定期健康診断を受けることで、特定健康診査を行ったものとされます。 ●受診資格 受診券の発券をもって代えます。 ●期間 受診券の受理日～券面に記載されている有効期限まで ●受診場所 指定する実施機関（実施機関一覧を受診券とともに配付します。支部ホームページにも掲載しています。） ●診査内容 問診・身体計測・血圧・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 ※医師の判断による心電図検査・眼底検査 ●受診に要する費用 無料 ●特定保健指導：健診（定期健康診断、人間ドック等を含む。）の結果、生活習慣の改善が必要と判断された方等に当支部から特定保健指導のご案内をいたします。また、訪問型の特定保健指導を利用することもできます。
任意継続組合員ドック	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 35歳以上の任意継続組合員期間2年目の組合員と配偶者（被扶養者として認定されている者） ●検診に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> 自己負担額 基本検査料 11,000円 オプション検査 <ul style="list-style-type: none"> 子宮がん検査（頸がん検査） 1,300円 乳がん検査（マンモグラフィー検査） 1,700円 ●期間 5月～翌年2月 ●検診場所 地域医療機関（48か所） ●検診コース 日帰り ●検診内容 呼吸器・循環器・腎機能・消化器・肝機能・視力・聴力等13項目 ※婦人科検査（オプション）の乳がん検査で原則40歳以上を対象としたマンモグラフィー検査等を実施 ※男性受診者に前立腺検査（血液検査）を実施

事業名	事業の内容
離島へき地勤務者支援事業	<p>●補助内容</p> <p>○支部が主催する健診事業の受診、セミナー参加、健康相談、及び市町村が実施する妊婦検診を受診した際の補助</p> <p>■ 交通費のうち「フェリー運賃」の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 「フェリー運賃」の2等料金相当額（島民割引券を利用した場合は、その金額）とし、1回5,000円を上限とし、その都度補助 ■ 前泊又は後泊が必要な場合に宿泊料の一部を補助 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 前泊又は後泊の宿泊料で、5,000円を上限とし、その都度補助 ■ 移動に要する交通費の一部補助 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 移動した距離が100km以上200km未満は1,000円、200km以上は2,000円をその都度補助 <p>○支部が主催する健診事業（人間ドック、配偶者人間ドック、脳ドック、婦人がん検診）を希望しても受診できなかった組合員等が、個人で人間ドック等を受診した際に検査に要する費用、フェリー運賃、宿泊費、交通費の一部について各年度1回限り補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 検査に要する費用は自己負担額の1/2で15,000円を上限とし、フェリー運賃等については、上記補助と同額 <p>※実際に支払った費用に対する補助となりますのでご注意ください。</p>
女子組合員妊婦検診補助	<p>●対象者 女子組合員</p> <p>●補助内容 妊婦として出産までの経過観察を受けるために要した経費の一部</p> <p>●補助額 へき地（特別地及び準ずる地の学校等を含む）25,000円までの実費 非へき地 20,000円までの実費</p> <p>※平成31年（2019年）3月31日以前に産した者又は退院した者に適用する。 事業廃止のため平成31年（2019年）4月1日以後に産した者又は退院した者には適用しない。 令和2年度末（2020年度末）でこの事業は完全廃止となります。</p>

事業名	事業の内容
第51回北海道 教職員美術展 ※今年度中止	<ul style="list-style-type: none"> ●出品種目 絵画・立体・書道・写真 ●中央展 札幌市民ギャラリー ●地方移動展 道内各地（年1か所）
教職員の 退職準備 事業	<ul style="list-style-type: none"> ●目的 在職中から退職後を見通した生活設計の情報を提供し、退職後の諸問題の解消と在職中の士気の高揚を図る。 ●ガイドブック 〔(退職前後型)の配布〕 対象者 58歳の組合員 ●退職準備セミナーの開催 対象者 原則として58歳以上の組合員及びその配偶者等
福祉支援 ※今年度中止	<ul style="list-style-type: none"> ●目的 長寿高齢化社会の到来に備えるため、組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者を対象に介護講座等の福祉支援事業を実施する。 ●内容 実技等を取り入れた介護講座等を開催する。 ●開催時期 7月下旬～8月中旬（予定）
札幌宿泊所 (ホテルライフポート札幌) 利用補助 TEL 011-521-5211 HPURL： https://hotel-lifort-sapporo.jp	<ul style="list-style-type: none"> ●会議室利用補助～組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者が会議室を利用した場合、室料の2分の1を補助する。 ●婚礼利用補助～組合員（組合員資格喪失後12か月以内に婚礼を行うもの・任意継続組合員）またはその子が婚礼を行った場合、20万円を補助する。 ●法要等利用補助～組合員（任意継続組合員を含む。）及びその家族が法要等を行った場合、50,000円を補助する。 ●施設利用補助～組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者が宿泊で利用した場合、1泊につき1人当たり2,000円を補助する。 （公務出張には、補助できないが、宿泊は可） レストラン・宴会等で利用した場合、1人当たりの利用金額が2,000円以上の場合 は1,000円、6,000円以上の場合 は2,000円を補助する。 「年越しセット」12,000円以上購入の場合、5,000円を補助する。

事業名	事業の内容
指定宿泊施設 利用補助	<p>●対象者 組合員（教職員互助会の現職会員と特別会員は除く）と被扶養者（小学生以上）</p> <p>●補助内容 組合員等が宿泊のため、支部が指定する宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助する。</p> <p>●補助額 1人一泊2,000円（年間3泊まで）P106以降の施設一覧を参照願います。</p>
任意継続 組合員 宿泊利用補助	<p>●対象者 任意継続組合員（教職員互助会の特別会員は除く）と被扶養者（小学生以上）</p> <p>●補助内容 組合員等が宿泊のため、支部が指定する宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助する。</p> <p>●補助額 1人一泊2,000円（年間3泊まで）</p>
ヘルスアップ セミナー 委託事業	<p>●目的 組合員が健康で明るく豊かな生活をすごすために、健康管理意識を育て、また、心身の健康保持増進を図ることを目的としたヘルスアップセミナー等（以下「セミナー等」という）の実施を推進する。</p> <p>●対象者 公立学校共済組合北海道支部組合員の所属する所属所等とする。</p> <p>●事業主体 セミナー等を実施する所属所等と公立学校共済組合北海道支部の共催事業とする。</p> <p>●事業内容等 所属所等が下記のテーマ等で企画したセミナー等に要する経費のうち、一定の額を支部が負担する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) メンタルヘルスケア (2) 生活習慣病予防 (3) 女性特有の疾病予防 (4) 運動習慣、運動の楽しさ等の運動実技 (5) たばこの害、禁煙の方法等の禁煙サポート (6) 飲酒が健康に与える影響 (7) 歯の喪失防止 (8) その他（上記以外の健康管理・健康保持増進） <p>●実施時期 4月から翌年2月まで（所属所等の計画による）</p> <p>●実施場所等 道内14管内市町村及び札幌市の80か所以内</p>
ストレス チェック	<p>・公立学校共済組合北海道支部のホームページ（厚生サービスを利用する欄）に「5分でできる職場のストレスチェック」（外部リンク「こころの耳」）を掲載していますのでご利用ください。</p> <p>なお、「こころの耳」は厚生労働省が委託し、一般社団法人日本産業カウンセラー協会が運営する、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。</p>

教職員互助会

事業名	事業の内容
指定宿泊施設 利用補助	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象者 現職会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族（P12参照）を含む。） ●補助金額 1人1泊2,000円 ●利用限度 年度内（4月～翌年3月）1人3泊まで（離島居住者は5泊まで。） ●対象とならない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・公務出張による利用 ・宿泊を伴わない利用（日帰り入浴、宴会等） ・1人1泊当たりの利用料金が補助金額に満たないとき ・利用限度を超えた利用 ・補助対象者以外の利用 （例）・再任用職員の宿泊 <ul style="list-style-type: none"> ・会員の被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）に認定されていない家族の宿泊 ・互助会非加入者（臨時的任用教職員等で互助会に加入していない職員、札幌市立高校の職員、札幌市立学校の事務職員、札幌医科大学職員、道庁・教育関係の出先機関の職員など）の宿泊 ●指定宿泊施設 P106以降参照 ●宿泊予約の前に、必ずP102の「利用に当たっての留意事項」をお読みください。
地区別 レクリエーション	現職会員を対象として、地区別レクリエーション事業を関係行政機関・団体と共催して実施します。
健康推進	現職会員及びその被扶養者を対象に、レクリエーション等を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> チャレンジ！アウトドア チャレンジ！スキー MANABU！旅 婚活事業（E-DE-I G-PARTY） チケット割引補助事業 チケット割引斡旋事業 会員証割引事業

◆相談事業

公立学校共済

事業名	事業の内容				
心の健康相談	<p>●相談対象者 組合員</p> <p>●相談者 組合員本人、組合員の家族、組合員の所属所長及び組合員の同僚 ただし、「組合員の同僚」は電話相談に限る。</p> <p>●相談事項 日常生活及び職場等における心の健康に関する相談</p> <p>●相談場所</p> <p>① 心の健康総合相談室 (電話番号 011-530-6206、011-563-4241) ホテルライフオート札幌(札幌市中央区南10条西1丁目)</p> <p>◆ 電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員 保健師及び教育行政経験者 ・相談日時 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">【保健師】</td> <td>月・火・水・金 9:30~17:00 木 13:00~20:00 土(第1週、第3週)10:00~15:00</td> </tr> <tr> <td>【教育行政経験者】</td> <td>火~金 9:30~17:00</td> </tr> </table> <p>* 祝日、12月29日~1月3日を除きます。</p> <p>◆ 面接相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師による相談 * 毎月1回 事前予約が必要です。 ・教育行政経験者、保健師による相談 * 随時 原則として予約が必要です。 <p>② 札幌以外の相談場所 岩見沢市、倶知安町、函館市、旭川市、網走市、帯広市、釧路市において、精神科医師による面接相談を行っています。 * 毎月1回 事前予約が必要です。詳細は、お問い合わせください。 * 電話番号 011-231-4111 (内線35-381)</p>	【保健師】	月・火・水・金 9:30~17:00 木 13:00~20:00 土(第1週、第3週)10:00~15:00	【教育行政経験者】	火~金 9:30~17:00
【保健師】	月・火・水・金 9:30~17:00 木 13:00~20:00 土(第1週、第3週)10:00~15:00				
【教育行政経験者】	火~金 9:30~17:00				

事業名	事業の内容
健康相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員健康相談24 0120-24-8349 ●対象者 組合員及び被扶養者 ●相談に要する費用 無料（1回20分程度） ●一般健康相談、専門医相談（予約制）、小児救急相談に対応
	<ul style="list-style-type: none"> ●電話・面談メンタルヘルス相談 0120-783-269 （面談は予約必要） ●対象者 組合員及び被扶養者 ●電話相談：月～土曜日 10：00～22：00（祝日、年末年始を除く）、面談予約 月～土曜日 10：00～20：00（祝日、年末年始を除く） ●相談に要する費用 電話相談：無料（1回20分程度）面談相談：1人年間5回まで無料（1回50分程度） ●相談内容 臨床心理士がプライバシー厳守のカウンセリングを行う
	<ul style="list-style-type: none"> ●女性医師電話相談 0120-215-579（予約制） ●対象者 女性の組合員及び被扶養者 ●月～土曜日 10：00～21：00（祝日、年末年始を除く） ●相談に要する費用 無料（1回20分程度） ●相談内容 女性疾患についての相談
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護電話相談 0120-515-579 ●対象者 組合員及び被扶養者 ●月～金曜日 10：00～16：00（祝日、年末年始を除く） ●相談に要する費用 無料（1回20分程度） ●相談内容 介護全般にケアマネジャーや社会福祉士が回答
	<ul style="list-style-type: none"> ●Web相談 URL https://www.mh-c.jp/ ログイン番号783269 ●対象者 組合員及び被扶養者 ●相談に要する費用 無料 ●相談内容 電話でメンタルヘルスの相談をしづらい方のためのWeb相談

教職員互助会

事業名	事業の内容												
特別会員相談	<ul style="list-style-type: none"> ●特別会員の加入及び退会に関する相談 ●医療費給付事業及び生きがい事業等に関する相談 ・相談先 教職員互助会 福祉相談室 直通☎011-271-5229 代表☎011-271-5225 ・相談日 月～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く） ・相談時間 9時～17時 												
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ●現職会員（公立学校共済組合員を除く）及び特別会員とその配偶者・被扶養者を対象とする健康に関する相談 ・相談内容 健康、医療、看護、介護、育児、メンタルヘルス、夜間・休日開院医療機関、介護等シルバー情報、医薬品に関する情報 ・相談先 ティーベック株式会社 フリーダイヤル：0120-034-828 ・相談日 年中無休 ・相談時間 24時間 												
心の健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ●現職会員（公立学校共済組合員を除く）及びその家族を対象とする日常生活及び職場等における心の健康に関する相談 (1) 相談場所 心の健康総合相談室 ホテルライフオート札幌 札幌市中央区南10条西1丁目 (地下鉄南北線中島公園駅下車) (2) 電話相談 <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 011-530-6206又は011-563-4241 ・相談日時 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>【教育行政経験者】</td> <td>火～金</td> <td>9：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>【保健師】</td> <td>月・火・水・金</td> <td>9：30～17：00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木</td> <td>13：00～20：00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土（第1週、第3週）</td> <td>10：00～15：00</td> </tr> </table> (3) 面接相談 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師による相談～毎月1回（予約が必要） ・教育行政経験者、保健師による相談～随時（予約が必要） 	【教育行政経験者】	火～金	9：30～17：00	【保健師】	月・火・水・金	9：30～17：00		木	13：00～20：00		土（第1週、第3週）	10：00～15：00
【教育行政経験者】	火～金	9：30～17：00											
【保健師】	月・火・水・金	9：30～17：00											
	木	13：00～20：00											
	土（第1週、第3週）	10：00～15：00											

◆団体保険等事業

教職員互助会

◇ 団体保険・団体傷害保険

本会理事長を保険契約者とし、現職会員及びその家族を被保険者とする次の保険を取扱っています。

団体保険（マイプラン21等） P 83～P 84参照

団体傷害保険 P 85～P 86参照

◇ 生命保険及び損害保険の団体扱い

本会では、下記の保険会社と団体取扱いの契約を締結し、保険料の集金をしています。

保険の団体扱いを希望される場合あるいは団体扱いをやめる（退職する、本会を退会する等）場合は、**各保険会社へ直接手続をお取りください**。また、団体扱いに関するお問い合わせは、各保険会社にお願いします。

- （注意）1．保険契約者が現職会員ご本人となっている保険に限ります。
- 2．保険会社ごと、保険ごとに取扱いが相違する場合があります。

生命保険会社	日本、アクサ、ジブラルタ、第一、太陽、富国、朝日、明治安田、大樹、住友、アフラック、ソニー、東京海上日動あんしん、マニユライフ、SOMPO ひまわり（旧名称損保ジャパン日本興亜ひまわり）、プルデンシャル、メットライフ
損害保険会社	共栄、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、東京海上日動、日新、A I G、損保ジャパン、楽天

※自動車保険については、退職後、特別会員へ加入した方は、継続して加入することができません（団体割引等が適用。保険料の支払いは、一括払）。

◇ **ご自宅の住所が変更になった方へ**

本会で生命保険及び損害保険を団体扱いにしている場合でも、ご住所等が変更になったときは、契約者ご本人から保険会社へ連絡が必要です。詳細は、各保険会社にお問い合わせください。

本会への連絡は不要です。

◇ **給与から保険料が控除できなくなった場合の保険料の取扱いについて**

育児休業や無給休職等により給与から保険料が控除できなくなった場合、指定金融機関*の普通預金口座から毎月口座振替によりお支払いいただけます。ただし、振替口座設定の手続きが完了するまでは、銀行振込によりお支払いいただけます。

なお、復職するときは、特に手続きの必要はありません。給与控除が可能となった月から休職前と同様に給与から保険料を控除させていただきます。

※指定金融機関⇒北洋銀行、北海道銀行、北海道労働金庫、道内に本店のある信用金庫
振替口座の設定の手続きについては、団体保険グループ
(電話011-271-2465)にご連絡ください。

保険料のお支払いが滞った場合、団体扱いから個人扱いになったり、保険契約が解除となることがありますので、ご注意ください。

なお、この場合の個人扱いへの変更及び保険契約の解除は、各保険会社の取扱いによるものですので、ご了承ください。

◇ 団体保険

ご案内の送付予定時期 毎年7月～9月

申込締切日 毎年9月下旬

保険期間 1年（毎年1月1日～12月31日）

- (注意) 1 団体保険の加入（増額）の申込みにあたっては「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ず確認してください。告知内容に該当しない場合は、申込みができない場合があります。
- 2 更新時に変更、脱退の申出がない場合は、以降1年ごとに自動継続となります。

保険名称	特長
マイプラン21	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡・高度障害・障害状態（年金部分のみ）の保障 ・障害年金1級・2級の認定を受けたときの保障（年金部分のみ） ・不慮の事故（ケガ）による入院は5日以上で1日目から保障（年金部分のみ） ・不慮の事故（ケガ）による高度障害・身体障害（程度により）の保障（年金部分のみ） ・1年ごとに収支計算をし、剰余金が生じた場合、配当金を還付（中途脱退を除く）
医療保険 〔医療保障保険〕 〔医療プランⅡ型〕 〔普通傷害保険〕 マイプラン21の加入が条件	<ul style="list-style-type: none"> ・病気による入院・所定の手術の保障等 ・不慮の事故（ケガ）による通院・入院・所定の手術の保障（普通傷害保険部分） ・入院は病気、ケガで継続した2日以上入院から保障（医療保障保険部分） ・医療保障保険部分は1年ごとに収支計算をし、剰余金が生じた場合、配当金を還付（中途脱退を除く）
医療費支援制度 （先進医療型） マイプラン21の加入が条件	<ul style="list-style-type: none"> ・入院支援（入院1日目から保障）※5 ※7 ・入院を伴わない手術を受けたときの保障※6 ※9 ※11 ・入院を伴わない放射線治療を受けたときの保障※10 ※11 ・先進医療による療養を受けたときの保障※8
長期療養収入補償保険 マイプラン21の加入が条件	<ul style="list-style-type: none"> ・病気、ケガ（災害）により免責期間90日を超えて就業障害（休職）が継続したときの所得補償 ・所定の精神障害による就業障害（休職）の場合は24か月を限度として補償

- マイプラン21は一時金部分と年金部分の2契約をあわせてご案内する制度です。
- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象となります。障害初期給付金のお支払いは1回限りです。死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- マイプラン21は一時金部分と年金部分で別々に収支計算を行います。
- 医療保険は医療保障保険・医療プランⅡ型・普通傷害保険をセットしたものです。
- マイプラン21の一時金部分と年金部分、医療保険の医療保障保険・医療プランⅡ型・普通傷害保険では支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細についてはパンフレットをご確認ください。

保 険 名 称	特 長
入院充実保障保険 単独加入できます	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病気、ケガ（災害）による入院、所定の手術等を保障 ・ 入院は病気、ケガ（災害）で継続した2日以上入院から保障 ・ 三大疾病^{※1}による継続した2日以上入院の場合は日額10,000円を無制限で給付
疾病オプション 入院充実保障保険に加入が条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の生活習慣病^{※2}で入院の場合、保険金日額5,000円を給付 ・ 三大疾病^{※1}、所定の生活習慣病^{※2}で所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて5・10・20万円を給付 ・ 女性疾病^{※3}で入院、手術をした場合に入院は保険金日額5,000円を給付、手術は手術の種類に応じて5・10・20万円を給付
介護オプション 入院充実保障保険に加入が条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の要介護状態になったとき 100万円を給付（1回を限度） ・ 親が所定の要介護状態になったとき 100万円を給付（1回を限度）（親介護特約をセットしている場合）
新・重病克服支援制度 単独加入できます	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき^{※3} ・ 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ・ 急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき特定疾病保険金として一時金を給付 ・ 死亡・所定の高度障害のとき 死亡・高度障害保険金として一時金を給付^{※4}
積立年金保険 単独加入できます	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在職中に積立を行い、払込完了時に年金または一時金で受取を選択できる保険

※1 三大疾病：悪性新生物（がん）（上皮内新生物を含みます）・急性心筋梗塞・脳卒中 ※2 所定の生活習慣病：糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病 ※3 上皮内新生物を含みません。 ※4 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。 ※5 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。 ※6 外来手術給付金のお支払いは、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上のときです。 ※7 「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。 ※8 対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。 ※9 手術の開始の日から60日の間に1回の給付金を限度とします。 ※10 放射線治療の開始の日から60日の間に1回の給付金を限度とします。 ※11 外来手術給付金・外来放射線治療給付金には通算支払限度額はありません。

P 83からP 84は保険の概要を説明したものです。詳しい内容については、パンフレット（2020年団体保険のご案内）をご覧ください。

団体保険に加入され、定年退職を迎えられる方には、毎年2月上旬に退職後の取扱いについてのご案内を送付いたします。定年以外の退職の方は退職2か月前までに本会あてご連絡ください。（団体保険グループ直通TEL 011-271-2465）

【団体保険に関するお問い合わせ先】

明治安田生命保険相互会社 北海道公法人営業推進部

フリーダイヤル 0120-678-998

受付時間 月～金（祝日・年末年始は除く）9：00～17：00

◇ 団体傷害保険

(傷害総合保険、医療保険基本特約・疾病保険特約・がん保険特約セット団体総合保険、団体長期障害所得補償保険)

ご案内の送付予定時期 2021年1月

募集締切日 2021年2月上旬

※中途加入は毎月受付します。

保険期間 1年(2021年4月1日午後4時～2022年4月1日午後4時)

※中途加入の場合は、毎月1日締切、翌々月1日午前0時から保険責任開始

※更新時に変更、脱退の申出がない場合は、以降1年ごとに同条件で自動継続

※退職後の取扱いについては、右記までお問い合わせください。

(注意) 団体傷害保険の加入には、加入申込書兼健康告知書の提出が必要です。ただし、告知していただいた内容によって、加入できない場合や条件付きのご加入となる場合があります。

保 険 名 称	特 長
団 体 傷 害 <small>(個人賠償責任補償セット)</small>	<ul style="list-style-type: none"> 急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。(交通事故や地震等の天災によるケガを含みます。天災危険補償特約セット) 他人にケガを負わせたりしたこと等によって法律上の賠償責任を負ったときに相手方への賠償金や訴訟費用を補償します。(国内の事故は、示談交渉サービスがセットされています。)
疾 病 特 約 <small>団体傷害の加入が条件</small>	<ul style="list-style-type: none"> 病気(がんを含む)による入院・手術・退院後の通院を補償します。
が ん 特 約 <small>団体傷害の加入が条件</small>	<ul style="list-style-type: none"> がん(上皮内がんを含む)による入院・手術・外来治療等を補償します。(診断保険金100万円付)
先 進 医 療 補 償 <small>疾病またはがん特約の加入が条件</small>	<ul style="list-style-type: none"> 病気やケガによって、先進医療や臓器移植を受けたときの技術料だけでなく交通費も補償します。
長 期 障 害 所 得 補 償 保 険 <small>単独加入できます。</small>	<ul style="list-style-type: none"> 病気やケガによって、長期間(91日以上)にわたって入院や医師の指示による自宅療養をせざるをえない状態となったときの収入を補償します。

この頁は保険の概要を説明したものです。詳しい内容については、次頁のお問い合わせ先に確認してください。

【団体傷害保険に関するお問い合わせ先】

(取扱代理店) 株式会社北海道教育互助センター

TEL 011-281-0037 受付時間 月～金(祝日・年末年始は除く) 9:00～17:15
〒006-0001 札幌市中央区北1条西6丁目2番地 損保ジャパン札幌ビル5階
ホームページ (<http://gojo-c.net/>) から資料をご請求いただけます。

(引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

札幌支店 法人第一支社

TEL 011-281-6144 受付時間 月～金(祝日・年末年始は除く) 9:00～17:00

[SJ20-00346 承認日: 2020/04/09]

◆教育・文化振興事業

教職員互助会

事業名	事業の内容
教育講演会	教育講演会を関係団体と共催して実施します。 ●実施管内～渡島・檜山・後志・空知・オホーツク・日高・釧路
札幌交響楽団公演	札幌交響楽団公演を関係行政機関・団体と共催して実施します。 ●豊浦町 2月28日(日) 豊浦町ファミリースポーツセンター ●えりも町 3月20日(土) えりも中学校体育館
特別支援学校スクールコンサート	特別支援学校スクールコンサートを関係学校・団体と共催して実施します。 ●札幌高等養護学校 ●札幌聾学校 ●函館養護学校 ●今金高等養護学校 ●旭川高等支援学校 ●釧路養護学校 ●札幌みなみの杜高等支援学校
北海道教職員美術展	第51回北海道教職員美術展を公立学校共済等と共催して実施します。※今年度中止
市町村等公演補助	市町村等が、芸術文化公演など教育・文化の振興に寄与する事業を主催するとき、その経費の一部を補助します。 標津町ほか13市町村の公演事業 ※詳細は、互助会ホームページ http://www.hkkgr.jp/ に掲載しています。

◆退職したとき

公立学校共済

1. 組合員が退職したとき

給付種別	受給資格												
老齢厚生年金 (退職共済年金)	<p>●次のいずれにも該当するとき、老齢厚生年金を支給する。</p> <p>※平成27年10月1日から施行された被用者年金一元化により、共済年金は厚生年金へ統一され、昭和25年10月2日以降の誕生日の方は厚生年金に一元化された年金となります。</p> <p>①65歳以上であること。 ②組合員期間等が10年以上であること。</p> <p>※組合員期間等とは、次のA、B、C及びDの期間をいう。 (公立共済が支給する年金は、Aの期間のうち公務員の期間を基礎として算定したものです。)</p> <table border="1" data-bbox="246 642 826 911"> <tr> <td data-bbox="246 642 298 739">A</td> <td data-bbox="303 642 643 739"> 地方公務員等共済組合 国家公務員共済組合 日本私立学校振興・共済事業団 旧農林漁業団体職員共済組合 </td> <td data-bbox="648 642 826 739">の組合員期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 746 298 797">B</td> <td colspan="2" data-bbox="303 746 826 797">厚生年金保険(船員保険)の被保険者期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 805 391 856">B</td> <td data-bbox="396 805 536 856">国民年金の</td> <td data-bbox="541 805 826 856"> 保険料納付済期間 保険料免除期間 合算対象期間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 863 505 911">D</td> <td data-bbox="510 863 643 911">組合員被保険者</td> <td data-bbox="648 863 826 911">の被扶養配偶者</td> </tr> </table>	A	地方公務員等共済組合 国家公務員共済組合 日本私立学校振興・共済事業団 旧農林漁業団体職員共済組合	の組合員期間	B	厚生年金保険(船員保険)の被保険者期間		B	国民年金の	保険料納付済期間 保険料免除期間 合算対象期間	D	組合員被保険者	の被扶養配偶者
A	地方公務員等共済組合 国家公務員共済組合 日本私立学校振興・共済事業団 旧農林漁業団体職員共済組合	の組合員期間											
B	厚生年金保険(船員保険)の被保険者期間												
B	国民年金の	保険料納付済期間 保険料免除期間 合算対象期間											
D	組合員被保険者	の被扶養配偶者											

給 付 額

①厚生年金相当部分（ア＋イ）

- ア 平成15年3月以前の組合員期間

$$\text{平均給料月額} \times 7.5 / 1,000 \times \left[\frac{\text{平成15年3月以前の組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right] \times 1,000 \text{ (従前額改定率)}$$
- イ 平成15年4月以後の組合員期間

$$\text{平均給与月額} \times 5.769 / 1,000 \times \left[\frac{\text{平成15年4月以前の組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right] \times 1,000 \text{ (従前額改定率)}$$
- ウ 平成27年10月以後の組合員期間

$$\text{平均標準報酬月額} \times 5.481 / 1,000 \times \left[\frac{\text{平成27年10月以後の組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right] \times 1,000 \text{ (従前額改定率)}$$

②職域年金相当部分（ア＋イ）

- ア 平成15年3月以前の組合員期間

$$\text{平均給料月額} \times 1.5 / 1,000 \times \left[\frac{\text{平成15年3月以前の組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right] \times 1,000 \text{ (従前額改定率)}$$
- イ 平成15年4月以後の組合員期間

$$\text{平均給与月額} \times 1.154 / 1,000 \times \left[\frac{\text{平成15年4月から平成27年10月までの組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right] \times 1,000 \text{ (従前額改定率)}$$

※給付乗率については、その者の生年月日に応じた経過措置がある。(98・99頁参照) 組合員期間が20年未満の場合の職域年金相当部分の給付乗率は1/2。1年以上引き続き組合員期間を有しない者には、職域年金相当部分は支給されない。

※平成27年10月分からは、「平均給料(給与)月額」から「平均標準報酬額」による算定に変更となります。また、「職域年金相当部分」が廃止され、新たに「年金払い退職給付」制度が設けられています。

③経過的加算の額

$$\{1,628円 \times 1.001 \text{ (改定率)} \times \text{組合員期間}\} - \{ \text{老齢基礎年金のうち組合員期間相当額} \}$$

④老齢基礎年金（国民年金）

支給要件

保険料納付済期間又は保険料免除期間（組合員は、昭和36年4月1日以後の期間）が、原則として、10年以上である者が、65歳に達したときに支給。

算式（保険料納付済期間の月数が480月未満のとき。）

$$781,700円 \times \left(\frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{加入可能年数}} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\text{加入可能年数} \times 1/2} + \frac{\text{保険料3/4免除月数}}{\text{加入可能年数} \times 5/8} + \frac{\text{保険料1/2免除月数}}{\text{加入可能年数} \times 3/4} + \frac{\text{保険料1/4免除月数}}{\text{加入可能年数} \times 7/8} \right) \times 12$$

⑤加給年金額の加算

老齢厚生年金の受給権者で、次のア及びイの要件を満たしているときに加算する。

- ア 被用者年金制度加入期間が240月（20年）以上であること。
- イ 受給権を取得した当時、受給権者によって生計を維持していた者であって、収入が850万円未満または所得が655.5万円未満である次のいずれかに該当する者を有すること。
- ・ 65歳未満の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ・ 18歳に達する日の属する年度末までの間にいる子
 - ・ 20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する子
- 配偶者224,900円（S18.4.2以降に生まれた者は、166,000円を加える。）
 子（2人まで1人につき）224,900円 3人目以降は、1人につき75,000円

給付種別	受給資格
<p>別個の給付</p>	<p>【特別支給の老齢厚生年金（特別支給の退職共済年金）】</p> <p>※平成27年10月1日から施行された被用者年金一元化により、共済年金は厚生年金へ統一され、昭和29年10月2日以降の誕生日の方は厚生年金に一元化された年金となります。</p> <p>支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当分の間、65歳未満の者が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときは、その者に支給する。 <ul style="list-style-type: none"> *年金の支給開始年齢に達していること。（注） *1年以上の組合員期間（被保険者期間）を有すること。 *組合員期間等（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間）が10年以上であること。 ● 希望者は60歳以降、繰り上げて請求することができます。ただし、繰り上げ請求した時点に応じて年金額は減額されます。 ● 年金の請求手続きは、次のようになります。 <p>定年の方(生年月日が昭和35年4月2日から昭和36年4月1日までの方)</p> <p>「退職届書」を、所属所を通じて提出していただきます。</p> <p>各書類及び記入要領等につきましては、退職準備セミナーにおいて配付します。</p> <p>年金の請求手続きについては、退職後、64歳到達の時期に共済組合本部よりお知らせします。</p> <p>在職中に受給年齢に達する方（再任用フルタイム等）</p> <p>再任用フルタイム等で在職中に年金の受給権が発生する方につきましては、支給開始年齢到達の時期に北海道支部より手続きについて個別にご案内します。</p>

(注) 次頁の表参照

60歳前半の共済年金の支給開始年齢が引き上げられます。

(部分が受け取れる年金)

60歳

65歳

昭和16年4月1日 以前生まれの人	給料比例部分(厚生年金相当+職域年金相当)	退職共済年金
	定額部分	基礎年金

昭和16年4月2日 ～18年4月1日 生まれの人		

61歳

昭和18年4月2日 ～20年4月1日 生まれの人		

62歳

昭和20年4月2日 ～22年4月1日 生まれの人		

63歳

昭和22年4月2日 ～24年4月1日 生まれの人		

64歳

昭和24年4月2日 ～28年4月1日 生まれの人	給料比例部分(厚生年金相当+職域年金相当)	退職共済年金
		基礎年金

65歳

65歳

昭和28年4月2日 ～30年4月1日 生まれの人	給料比例部分(厚生年金相当+職域年金相当)	老齢厚生年金
		基礎年金

61歳

昭和30年4月2日 ～32年4月1日 生まれの人		

62歳

昭和32年4月2日 ～34年4月1日 生まれの人		

63歳

昭和34年4月2日 ～36年4月1日 生まれの人		

64歳

昭和36年4月2日 以降生まれの人		老齢厚生年金
		基礎年金

65歳

給 付 額

特別支給の老齢厚生年金【60歳（経過措置有）～64歳】

①厚生年金相当部分（ア＋イ）

- ア 平成15年3月以前の組合員期間
平均給料月額×7.5/1,000×（平成15年3月以前の組合員期間）×1.000（従前額改定率）
- イ 平成15年4月以後の組合員期間
平均給与月額×5.769/1,000×（平成15年4月以前の組合員期間）×1.000（従前額改定率）
- ウ 平成27年10月以後の組合員期間
平均標準報酬月額×5.481/1,000×（平成27年10月以後の組合員期間）×1.000（従前額改定率）

②職域年金相当部分（ア＋イ）

- ア 平成15年3月以前の組合員期間
平均給料月額×1.5/1,000×（平成15年3月以前の組合員期間）×1.000（従前額改定率）
- イ 平成15年4月以後の組合員期間
平均給与月額×1.154/1,000×（平成15年4月以後の組合員期間）×1.000（従前額改定率）

※給付乗率については、その者の生年月日に応じた経過措置がある。（98・99頁参照）組合員期間が20年未満の場合の職域年金相当部分の給付乗率は1/2。1年以上引き続き組合員期間を有しない者には、職域年金相当部分は支給されない。

※平成27年10月分からは、「平均給料(給与)月額」から「平均標準報酬額」による算定に変更となります。また、「職域年金相当部分」が廃止され、新たに「年金払い退職給付」制度が設けられています。

障害者特例及び長期加入者特例

③定額部分（基礎年金相当部分）

1,628円×改定率×被保険者期間の月数（上限480月）

- ※ 特別支援の老齢厚生年金の受給権者で、障害等級3級以上の障害状態にある者及び被保険者でないこと。
- ※ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者で、組合員期間が44年以上である者（長期加入者）及び被保険者でないこと。

④加給年金額の加算

配偶者224,900円（S18.4.2以降に生まれた者は、166,000円を加える。）

子（2人まで1人につき）224,900円 3人目以降は、1人につき75,000円

- ※ 特例の特別支給の老齢厚生年金の受給権者で、次のア及びイの要件を満たしているときに加算する。

ア 被用者年金制度加入期間が240月（20年）以上であること。

イ 受給権を取得した当時、受給権者によって生計を維持していた者であって、収入が85万円未満または所得が655.5万円未満である次のいずれかに該当する者を有すること。

- ・65歳未満の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ・18歳に達する日の属する年度末までにある子
- ・20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する子

2. 退職届書の提出が必要な方

老齢厚生年金を受給するための「受給資格期間」と「支給開始年齢」の条件をみたまず退職した場合、提出してください。

退職届書を提出された方には当共済組合の本部から「年金待機者登録通知書」が郵送されます。

「年金待機者登録通知書」は、将来の年金の請求を行う際に重要な書類ですので、大切に保管してください。

また、転居等により住所が変更となる場合は、その都度公立学校共済組合本部（年金相談専用電話 03-5259-1122）へ連絡し、手続きをしてください。

3. 組合員が傷病により障害の状態になったとき

給付種別	受 給 資 格
障害厚生年金 (障害共済年金)	<ul style="list-style-type: none">● 組合員（被保険者）である間に初診日のある傷病により、その初診日から1年6か月を経過した日又は症状が固定した日（以下「障害認定日」という）に障害等級（1～3級）に該当する程度の障害の状態になったとき。● 障害認定日における障害の状態が1～3級までに該当する程度になかった者が、65歳までの間に該当する状態になったとき（事後重症）。● 基準障害と他の障害がある場合（65歳に達するまでに生じた障害に限る）は、併合して1級又は2級の障害等級に初めて該当することとなったとき（併合認定）。 <p>※平成27年10月1日に施行された被用者年金一元化により、在職中であっても障害年金が支給されることとなりました。 （すでに決定されている障害共済年金及び、今後遡及して決定される障害年金についても適用されます。）</p>

給 付 額

※組合員期間300月未満の場合

給 付 比 例 部 分	厚生年金相当	平均給料月額 $\times \frac{7.5}{1,000} \times \left(\frac{\text{平成15年3月以前の組合員期間}}{\text{全組合員期間}} \right) \times \frac{300}{\text{全組合員期間}} \times 1,000 (\text{従前額改定率}) =$	①
		+	
		平均給料月額 $\times \frac{5.769}{1,000} \times \left(\frac{\text{平成15年4月から平成27年10月までの組合員期間}}{\text{全組合員期間}} \right) \times \frac{300}{\text{全組合員期間}} \times 1,000 (\text{従前額改定率}) =$	①
	職域年金相当	平均給料月額 $\times \frac{1.5}{1,000} \times \left(\frac{\text{平成15年3月以前の組合員期間}}{\text{全組合員期間}} \right) \times \frac{300}{\text{全組合員期間}} \times 1,000 (\text{従前額改定率}) =$	②
		+	
	(公務上を除く)	平均給料月額 $\times \frac{1.154}{1,000} \times \left(\frac{\text{平成15年4月から平成27年10月までの組合員期間}}{\text{全組合員期間}} \right) \times \frac{300}{\text{全組合員期間}} \times 1,000 (\text{従前額改定率}) =$	②

1級の割増加算	①+②の額 $\times \frac{125}{100}$	③
---------	--------------------------------	---

加給年金	1級及び2級の障害厚生年金に加算(配偶者65歳まで) 224,900円	④
------	-------------------------------------	---

基礎年金 (日本年金機構から支給)	1級	977,125円	⑤
	2級	781,700円	⑥

子の加算 (18歳に達する日の属する年度末までの間にある子)	第1子・第2子 (1人に付)	224,900円
	第3子以降 (1人に付)	75,000円

年金額

1級	③+④+⑤
2級	①+②+④+⑥
3級	①(最低586,300円)+②

※被用者年金一元化により、職域年金相当部分については平成27年10月1日以前に初診日があるものについてのみ支給対象とされます。

※平成27年10月分からは、「平均給料(給与)月額」から「平均標準報酬額」による算定に変更となります。

4. 組合員が死亡したとき

給付種別	受 給 資 格																
遺族厚生年金	<p>※平成27年10月1日に施行された被用者年金一元化により、共済年金は厚生年金へ統一され、施行日以後に組合員または組合員であった方が次の要件に該当したときに「遺族厚生年金」が支給されます。</p> <p>【支給要件】</p> <table border="1" data-bbox="218 387 923 725"> <tr> <td data-bbox="218 387 291 423">1号</td> <td data-bbox="291 387 923 423">組合員(被保険者*)が死亡したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 423 291 511">2号</td> <td data-bbox="291 423 923 511">組合員(被保険者*)であった者が、退職(資格喪失)後に、組合員(被保険者)であった間に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 511 291 579">3号</td> <td data-bbox="291 511 923 579">障害等級が1級若しくは2級の障害厚生(共済)年金又は従前の制度による障害年金の受給権者が死亡したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 579 291 725">4号</td> <td data-bbox="291 579 923 725">退職共済年金(老齢厚生年金(保険料納付済期間と保険料免除期間の合算した期間が25年以上ある者に限る))の受給権者若しくは従前の制度による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき</td> </tr> </table> <p>※1号・2号については、国民年金の保険料納付要件(3分の2要件又は直近1年要件)が問われます。</p> <p>遺族の順位</p> <table border="1" data-bbox="218 845 436 1001"> <tr> <td data-bbox="218 845 267 882">ア</td> <td data-bbox="267 845 436 882">配偶者及び子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 882 267 918">イ</td> <td data-bbox="267 882 436 918">父母</td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 918 267 955">ウ</td> <td data-bbox="267 918 436 955">孫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 955 267 991">エ</td> <td data-bbox="267 955 436 991">祖父母</td> </tr> </table> <p>(注)「子」又は「孫」は、18歳に達した日以後最初の3月31日までの者で配偶者がいない者又は20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある者で配偶者がいない者に限る。</p> <p>※ 組合員(被保険者)又は組合員(被保険者)であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していて、収入が850万円未満又は所得が年額655.5万円未満の者。</p>	1号	組合員(被保険者*)が死亡したとき	2号	組合員(被保険者*)であった者が、退職(資格喪失)後に、組合員(被保険者)であった間に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき	3号	障害等級が1級若しくは2級の障害厚生(共済)年金又は従前の制度による障害年金の受給権者が死亡したとき	4号	退職共済年金(老齢厚生年金(保険料納付済期間と保険料免除期間の合算した期間が25年以上ある者に限る))の受給権者若しくは従前の制度による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき	ア	配偶者及び子	イ	父母	ウ	孫	エ	祖父母
1号	組合員(被保険者*)が死亡したとき																
2号	組合員(被保険者*)であった者が、退職(資格喪失)後に、組合員(被保険者)であった間に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき																
3号	障害等級が1級若しくは2級の障害厚生(共済)年金又は従前の制度による障害年金の受給権者が死亡したとき																
4号	退職共済年金(老齢厚生年金(保険料納付済期間と保険料免除期間の合算した期間が25年以上ある者に限る))の受給権者若しくは従前の制度による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき																
ア	配偶者及び子																
イ	父母																
ウ	孫																
エ	祖父母																

給 付 額

【支給要件－1号、2号又は3号】・網かけ部分は、全組合員期間が300月未満のときに適用

給料比例部分	厚生年金相当部分	平均給料月額 $\times \frac{7.5}{1,000} \times \left(\frac{\text{平成15年3月以前の組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right) \times \frac{3}{4} \times \frac{300}{\text{全組合員期間}} \times 1.000$ (従前額改定率) = ①
		+
	職域年金相当部分	平均給料月額 $\times \frac{5.769}{1,000} \times \left(\frac{\text{平成15年4月から平成27年10月までの組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right) \times \frac{3}{4} \times \frac{300}{\text{全組合員期間}} \times 1.000$ (従前額改定率) = ①
		+
		平均給料月額 $\times \frac{1.5}{1,000} \times \left(\frac{\text{平成15年3月以前の組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right) \times \frac{3}{4} \times \frac{300}{\text{全組合員期間}} \times 1.000$ (従前額改定率) = ②
		+
		平均給料月額 $\times \frac{1.154}{1,000} \times \left(\frac{\text{平成15年4月から平成27年10月までの組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right) \times \frac{3}{4} \times \frac{300}{\text{全組合員期間}} \times 1.000$ (従前額改定率) = ②

【支給要件－4号】

給料比例部分	厚生年金相当部分	平均給料月額 $\times \frac{7.5}{1,000} \times \left(\frac{\text{平成15年3月以前の組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right) \times \frac{3}{4} \times 1.000$ (従前額改定率) = ③
		+
	職域年金相当部分	平均給料月額 $\times \frac{5.769}{1,000} \times \left(\frac{\text{平成15年4月から平成27年10月までの組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right) \times \frac{3}{4} \times 1.000$ (従前額改定率) = ③
		+
		平均給料月額 $\times \frac{1.5}{1,000} \times \left(\frac{\text{平成15年3月以前の組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right) \times \frac{3}{4} \times 1.000$ (従前額改定率) = ④
		+
		平均給料月額 $\times \frac{1.154}{1,000} \times \left(\frac{\text{平成15年4月から平成27年10月までの組合員期間}}{\text{組合員期間}} \right) \times \frac{3}{4} \times 1.000$ (従前額改定率) = ④

(給付乗率は20年未満は1/2)

【扶養する子（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）のない妻に支給】

中高齢寡婦加算	40歳～64歳	586,300円	⑤
経過的加算	65歳～	586,300円～19,600円	⑥

【扶養する子（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）のある配偶者に支給】

遺族基礎年金 (日本年金機構から支給)	781,700円 加算額	第一子・第二子 1人 224,900円 第三子以降 1人 75,000円	⑦
------------------------	--------------	---	---

【年金額】

65歳前	公務上	子 いる	① + ⑦ + ⑧	65歳以後	公務上	子 いる	① + ⑦ + ⑧
		子 いない	① + ⑤ + ⑧			子 いない	① + ⑥ + ⑧
	公務外	子 いる	① + ② + ⑦		公務外	子 いる	① + ② + ⑦
		子 いない	① + ② + ⑤			子 いない	① + ② + ⑥

※支給要件“4号”の場合は、①を③に、②を④に読み替える。

※平成27年10月1日以降被用者年金一元化により、「職域年金相当部分」については、廃止されます。
 ※平成27年10月分からは、「平均給料(給与)月額」から「平均標準報酬額」による算定に変更となります。

5. 「年金払い退職給付」の創設

平成27年10月1日から施行された被用者年金一元化により、共済年金の「職域年金相当部分」が廃止されることとなり、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。

給付内容は、「退職年金」・「公務障害年金」・「公務遺族年金」の3種類となります。

退職年金（退職等年金給付）

① 受給要件

1年以上引き続き組合員期間を有する方が退職した後65歳に達したとき（組合員として在職中である場合を除く。）、または65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。

② 給付の特徴

- ・ 終身退職年金と有期退職年金（10年または20年支給の選択（一時金として全額受給選択も可能）があります。）
- ・ 65歳以上の組合員の場合、退職時に決定請求事務が生じます。
- ・ 退職年金受給者が死亡された場合は、終身退職年金は終了（消滅）し、有期退職年金は残余年月分がある場合は遺族に「一時金」として支給されます。

公務障害年金

- ・ 公務による傷病により障害の状態となった場合に障害の状態である間支給されます。
- ・ 初診日が施行日以後（平成27年10月1日）の傷病であること。
- ・ 公務外による障害及び通勤災害による障害には適用されません。

公務遺族年金

- ・一定の条件に該当したときに支給されます。
 - * 組合員が公務傷病により死亡した場合
 - * 組合員であった方が組合員期間中の公務傷病により死亡したとき
 - * 公務障害年金の受給者がその給付事由となった公務傷病で死亡したとき
- ・公務外による死亡には適用されません。

遺族一時金

- ・1年以上の引続く組合員期間を有する者が死亡した場合に、死亡時の給付算定基礎額の2分の1に相当する金額（※1）（※2）を、その者の遺族に支給する。
 - ※1 組合員期間が10年未満の待機者が死亡した場合は、給付算定基礎額に2分の1を乗じて得た額の2分の1に相当する金額
 - ※2 退職年金の受給権者が死亡した場合は、有期退職年金の支給期間から有期退職年金の給付事由が生じた月から死亡月までの経過期間を控除した残期間に応じた額
- ☆有期退職年金の部分のうち、組合員等にまだ支給されていなかった残期間に相当する部分を遺族に支給する制度です。

6. 年金と税金

項目	内容
老齢厚生年金（退職共済年金）	老齢厚生年金は、所得税法上「雑所得」となり、所得税及び住民税が課せられる。
障害厚生年金（障害共済年金）	非課税
遺族厚生年金	非課税

給付乗率表

(千分率)

組員（元組員） の生年月日	（平成12年改正以前）			（平成15年3月31日まで）		
	厚生年金 相当部分	職域年金相当部分		厚生年金 相当部分	職域年金相当部分	
		組員期間の年数			組員期間の年数	
		20年以上	20年未満		20年以上	20年未満
大正15年4月1日以前	10.000	0.500	0.250	9.500	0.475	0.238
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	10.000	0.500	0.250	9.500	0.475	0.238
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	9.860	0.580	0.290	9.367	0.551	0.276
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	9.720	0.660	0.330	9.234	0.627	0.314
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	9.580	0.730	0.370	9.101	0.694	0.352
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	9.440	0.800	0.400	8.968	0.760	0.380
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	9.310	0.860	0.430	8.845	0.817	0.409
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	9.170	0.920	0.460	8.712	0.874	0.437
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	9.040	0.980	0.490	8.588	0.931	0.466
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	8.910	1.030	0.520	8.465	0.979	0.494
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	8.790	1.090	0.550	8.351	1.036	0.523
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	8.660	1.130	0.570	8.227	1.074	0.542
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	8.540	1.180	0.590	8.113	1.121	0.561
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	8.410	1.220	0.610	7.990	1.159	0.580
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	8.290	1.270	0.640	7.876	1.207	0.608
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	8.180	1.300	0.650	7.771	1.235	0.618
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	8.060	1.340	0.670	7.657	1.273	0.637
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	7.940	1.380	0.690	7.543	1.311	0.656
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	7.830	1.410	0.710	7.439	1.340	0.675
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	7.720	1.440	0.720	7.334	1.368	0.684
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	7.610	1.470	0.740	7.230	1.397	0.703
昭和21年4月2日以後	7.500	1.500	0.750	7.125	1.425	0.713
公務外の遺共（99条1～3号該当者）	7.500	1.500	1.500	7.125	1.425	1.425

(千分率)

組合員（元組合員） の生年月日	（平成15年4月1日から）			（経過措置）		
	厚生年金 相当部分	職域年金相当部分		厚生年金 相当部分	職域年金相当部分	
		組合員期間の年数			組合員期間の年数	
		20年以上	20年未満		20年以上	20年未満
大正15年4月1日以前	7.308	0.365	0.183	7.692	0.385	0.192
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	7.308	0.365	0.183	7.692	0.385	0.192
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	7.205	0.424	0.212	7.585	0.446	0.223
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	7.103	0.482	0.242	7.477	0.508	0.254
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	7.001	0.534	0.271	7.369	0.562	0.285
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	6.898	0.585	0.292	7.262	0.615	0.308
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	6.804	0.628	0.315	7.162	0.662	0.331
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	6.702	0.672	0.336	7.054	0.708	0.354
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	6.606	0.716	0.358	6.954	0.754	0.377
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	6.512	0.753	0.380	6.854	0.792	0.400
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	6.424	0.797	0.402	6.762	0.838	0.423
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	6.328	0.826	0.417	6.662	0.869	0.438
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	6.241	0.862	0.432	6.569	0.908	0.454
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	6.146	0.892	0.446	6.469	0.938	0.469
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	6.058	0.928	0.468	6.377	0.977	0.492
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	5.978	0.950	0.475	6.292	1.000	0.500
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	5.890	0.979	0.490	6.200	1.031	0.515
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	5.802	1.008	0.505	6.108	1.062	0.531
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	5.722	1.031	0.519	6.023	1.085	0.546
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	5.642	1.052	0.526	5.938	1.108	0.554
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	5.562	1.075	0.541	5.854	1.131	0.569
昭和21年4月2日以後	5.481	1.096	0.548	5.769	1.154	0.577
公務外の遺共（99条1～3号該当者）	5.481	1.096	1.096	5.769	1.154	1.154

◆退会したとき

教職員互助会

◇ 退会の手続

(退会届)

- 1 共済組合員の方で退職又は異動により退会する場合は、退会届の提出を省略しますが、該当する給付金の請求手続が必要です。
- 2 1以外の方は、該当する給付金の請求手続と併せて退会届の提出が必要です。

提出書類：① 互助会が認めた関係団体に勤務する方及び道立学校非常勤職員の方の退職又は異動による退会…現職会員退会届（別記様式5）
② その他の退会…現職会員退会届（上記①とは様式が異なりますので互助会に請求してください。）

(注意事項)

- ① 退会に伴う給付金（P100～P101）のうち、該当する給付金を請求してください。
- ② 貸付けを受けている方は、未償還元利金を即時償還していただきます。手続については貸付担当者からお知らせします。（P67参照）

◇ 給付金

◇ 積立還付金

現職会員が退会したとき、互助会に納入した会費総額

の10分の3に相当する額を給付します。

提出書類：①特別会員に加入するとき 特別会員（配偶者）加入等申込書 セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（充当用）

②特別会員に加入しないとき セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（本人送金用）

※ **積立還付金は、退会者全員が対象**になりますので、

①又は②のいずれかの請求書を忘れずに提出してください。

◇ **セカンドライフ支援金**

互助会の在会年数が5年以上の現職会員が、40歳以上で退会したとき、8万円の給付が受けられます。

(注) 次の場合は給付の対象になりません。

①退職又は異動以外の事由で中途退会したとき

②請求期限が過ぎたとき

③退会して一度給付を受けた者又は期限内に請求を行わなかった者が、人事異動等により再び現職会員となり退会したとき

提出書類：積立還付金の請求書と兼ねていますので、前記によってください。

※ 死亡による退会の場合は、弔慰金請求書と同時に提出してください。

◆指定宿泊施設利用補助

- 1 指定宿泊施設一覧はP106～P129をご覧ください。
- 2 教職員互助会加入者は次の説明を、非加入者はP104～P105の公立学校共済の説明をお読みください。

◎利用に当たっての留意事項

教職員互助会

- ① 補助金額は、1人1泊2,000円です。
- ② 補助の対象は、現職会員とその被扶養者（後期高齢者扶養親族（P12参照）を含む。）です。
- ③ 利用限度は、年度内（4月～翌年3月）1人3泊まで（離島居住者は5泊まで）です。
- ④ 予約の際には、宿泊料金を確認して、指定宿泊施設利用補助券（以下、「補助券」といいます。）を使用する旨を、施設に申し出てください。

★印のある施設（P106～P129）は特別価格を設定している施設です。（宿泊予約時に、施設に直接電話で教職員互助会の会員である旨を伝えた場合に限りです。）

- ・特別価格は、予約時に申し出をしない場合や、時期及び当日の予約の数等により、適用されない場合があります。
 - ・特別価格は時期により異なりますので、**直接各施設にお問い合わせください。**
 - ・特別価格で予約した場合も補助券は利用できます。
- ⑤ 互助会ホームページより補助券をダウンロード（これまでの補助券（黄色の用紙）も利用できます。）し、補助券の

会員記入欄に、補助券裏面もしくは互助会ホームページに記載してある「記入例」を参考に必要事項を記入押印のうえ、チェックイン時に当該宿泊施設のフロントに提出してください。

- ⑥ 補助券は、宿泊日ごと（1泊につき1枚）必要です。
- ⑦ 特別会員が同行する場合は、それぞれ補助券を作成してください。（特別会員は別様式）
- ⑧ 育児休暇等を取得されている方も利用できます。会員番号は、会員本人の番号を記入してください。
- ⑨ **次の場合は、補助の対象になりません。**

※誤って利用された場合は、返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ・公務出張による利用
- ・宿泊を伴わない利用（日帰り入浴、宴会等）
- ・1人1泊当たりの利用料金が補助金額に満たないとき
- ・不正に利用したとき
- ・利用限度を超えた利用
- ・補助対象者以外の利用

（例）・再任用職員の宿泊

- ・会員の被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）に認定されていない家族の宿泊
- ・互助会非加入者（臨時的任用教職員等で互助会に加入していない職員、札幌市立高校の職員、札幌市立学校の事務職員、札幌医科大学職員、道庁・教育関係の出先機関の職員など）の宿泊

公立学校共済 (教職員互助会に加入していない方のみ対象)

- ① 補助金額は、1人1泊2,000円です。
- ② 補助の対象は、組合員（任意継続組合員を含む）とその被扶養者（小学生以上）です。
(教職員互助会の現職会員と特別会員は除く)
- ③ 宿泊限度数は、年度内（4月～翌年3月）1人3泊までです。
- ④ ★印のある施設（P106～P129）は、宿泊予約をする場合、施設に直接電話で公立学校共済組合員である旨を伝えると、特別価格が適用される場合があります。（予約時に申し出をしない場合は、特別価格が適用されない場合があります。）
 - ・特別価格は時期及び当日の予約の数等により、適用されない場合があります。
 - ・特別価格で予約した場合も「指定宿泊施設補助券」は利用できます。
- ⑤ 補助券は、組合員が申請し、支部長の承認をもらってください。
- ⑥ 承認された補助券は、宿泊当日忘れずに持参し、施設に提出してください。
- ⑦ **次の場合は、補助の対象になりません。**
 - ・年度内（4月～翌年3月）を通じて所定の泊数を超える宿泊
 - ・公務出張による宿泊
 - ・日帰り入浴や飲食等、宿泊を伴わない利用
 - ・1人1泊の宿泊料金が補助金額に満たないとき
 - ・コピーした補助券を使用した場合

・承認後の補助券の記載内容を修正した場合

●指定宿泊施設利用メモ

利用日	利用施設名	利用者（本人・被扶養者）
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

※宿泊日数については、P 102～P 104の◎利用にあたっての留意事項を確認願います。

○指定宿泊利用補助対象施設一覧

〈石狩〉

札幌市	ホテル ライフォート札幌	☎011-521-5211
	☎064-0810 札幌市中央区南10条西1丁目	
	ホテル ポールスター札幌	☎011-241-9111
	☎060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目2	
	★プレミアムホテル-CABIN-札幌	☎011-213-1301
	☎064-0805 札幌市中央区南5条西7丁目	
	ホテルロイヤルステイ・サッポロ	☎011-512-5800
	☎064-0806 札幌市中央区南6条西8丁目2-1	
	ドミーインPREMIUM札幌 〈互助会のみ〉	☎011-232-0011
	☎060-0062 札幌市中央区南2条西6丁目4-1	
	ドミーイン札幌ANNEX 〈互助会のみ〉	☎011-232-0011
	☎060-0063 札幌市中央区南3条西6丁目10-6	
	JRイン札幌 〈互助会のみ〉	☎011-233-3008
☎060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目		
JRイン札幌駅南口 〈互助会のみ〉	☎011-231-8111	
☎060-0003 札幌市中央区北3条西1丁目10		
ぬくもりの宿 ふる川	☎011-598-2345	
☎061-2303 札幌市南区定山溪温泉西4丁目353		
定山溪ビューホテル	☎011-598-3223	
☎061-2302 札幌市南区定山溪温泉東2丁目		
定山溪第一寶亭留 翠山亭	☎011-598-2141	
☎061-2303 札幌市南区定山溪温泉西3丁目105		
翠山亭倶楽部 定山溪	☎011-595-2001	
☎061-2303 札幌市南区定山溪温泉西2丁目10番地		
定山溪ホテル	☎011-598-2111	
☎061-2303 札幌市南区定山溪温泉西4丁目340-1		
ホテル 山溪苑	☎011-211-5678	
☎061-2302 札幌市南区定山溪温泉東4丁目321		

札幌市	章月グランドホテル	☎011-598-2231 ☎061-2302 札幌市南区定山溪温泉東3丁目239
	定山溪 鶴雅リゾートスパ 森の譚	☎011-598-2671 ☎061-2302 札幌市南区定山溪温泉東3丁目192番地
	悠久の宿 白糸	☎011-598-3351 ☎061-2302 札幌市南区定山溪温泉東2丁目138-1
	ホテル鹿の湯・花もみじ	☎011-598-2311 ☎061-2303 札幌市南区定山溪温泉西3丁目32番地
	定山溪万世閣 ホテルミリオオーネ	☎011-598-3500 ☎061-2302 札幌市南区定山溪温泉東3丁目
	翠蝶館	☎011-595-3330 ☎061-2303 札幌市南区定山溪温泉西3丁目57番地
	湯元 小金湯	☎011-596-2111 ☎061-2274 札幌市南区小金湯25-1
	厨翠山	☎011-598-5555 ☎061-2303 札幌市南区定山溪温泉西3丁目4番地
	シャトレーゼ ガトーキングダムサッポロ	☎011-773-2211 ☎002-8043 札幌市北区東茨戸132番地
	北海道青少年会館Compass	☎011-584-7555 ☎005-0002 札幌市南区真駒内柏丘7丁目8番1号
当別町	ふとみ銘泉 万葉の湯	☎0133-26-2130 ☎061-3776 当別町太美町1695-67
	北海道立道民の森神居尻地区コテージ	☎0133-22-3911 ☎061-0216 当別町栄町192-7
千歳市	しこつ湖鶴雅リゾートスパ水の譚	☎0123-25-2211 ☎066-0281 千歳市支笏湖温泉
	丸駒温泉旅館	☎0123-25-2341 ☎066-0287 千歳市幌美内7番地
	休暇村 支笏湖	☎0123-25-2201 ☎066-0281 千歳市支笏湖温泉
	支笏湖第一寶亭留・翠山亭	☎0123-25-2323 ☎066-0281 千歳市支笏湖温泉

千歳市	JRイン千歳 ☎066-0027 千歳市末広6丁目4-4	☎0123-25-8357
	レイクサイドヴィラ 翠明閣 ☎066-0281 千歳市支笏湖温泉	☎0123-25-2131
北広島市	札幌北広島クラッセホテル ☎061-1101 北広島市中の沢316-1	☎011-373-3800
新篠津村	しんしのつ温泉 たっぶの湯 ☎068-1134 新篠津村第45線北2番地	☎0126-58-3166

〈渡島〉

函館市	函館国際ホテル ☎040-0064 函館市大手町5-10	☎0138-23-5151
	HAKODATE男爵倶楽部HOTEL&RESORTS ☎040-0064 函館市大手町22番10号	☎0138-21-1111
	センチュリーマリーナ函館 ☎040-0064 函館市大手町22番13号	☎0138-23-2121
	フォーポイントバイシェラトン函館 ☎040-0063 函館市若松町14-10	☎0138-22-0111
	イマジンホテル&リゾート函館 ☎042-0932 函館市湯川町3丁目1-17	☎0138-57-9161
	ホテル 万惣 ☎042-0932 函館市湯川町1丁目15-3	☎0138-57-5061
	花びしホテル ☎042-0932 函館市湯川町1丁目16-18	☎0138-57-0131
	湯の浜ホテル ☎042-0932 函館市湯川町1丁目2-30	☎0138-59-2231
	湯の川観光ホテル 祥苑 ☎042-0932 函館市湯川町2丁目4番20号	☎0138-36-1000
	湯の川温泉 ホテル雨宮館 ☎042-0932 函館市湯川町1丁目26番18号	☎0138-59-1515
平成館 海羊亭 ☎042-0932 函館市湯川町1丁目3-8	☎0138-59-2555	

函 館 市	平成館 しおさい亭	☎0138-59-2335 ☎042-0932 函館市湯川町1丁目2-37
	湯元 啄木亭	☎0138-59-5355 ☎042-0932 函館市湯川町1丁目18-15
	湯の川プリンスホテル 渚亭	☎0138-57-3911 ☎042-0932 函館市湯川町1丁目2-25
	KKRはこだて	☎0138-57-8484 ☎042-0932 函館市湯川町2丁目8番14号
	望楼NOGUCHI函館	☎0138-59-3556 ☎042-0932 函館市湯川町1丁目17番22号
	竹葉 新葉亭	☎0138-57-5171 ☎042-0932 函館市湯川町2丁目6-22
	ホテル函館 ひろめ荘	☎0138-25-6111 ☎041-1622 函館市大船町832-2
	ホテル 恵風	☎0138-86-2121 ☎041-0605 函館市恵山岬町61番地2
	HAKODATE海峡の風	☎0138-59-1126 ☎042-0932 函館市湯川町1丁目18-15
	★ホテルパコ函館	☎0138-23-8585 ☎040-0034 函館市大森町25-3
	ドミインEXPRESS函館五稜郭 〈互助会のみ〉	☎0138-35-5489 ☎040-0011 函館市本町29-26
	ラビスタ函館ベイ 〈互助会のみ〉	☎0138-23-6111 ☎040-0065 函館市豊川町12-6
クレドホテル函館	☎0138-54-9010 ☎042-0941 函館市深堀町22番42号	
松 前 町	矢野旅館	☎0139-42-2525 ☎049-1512 松前町字福山123
木古内町	クラッセイン木古内	☎01392-2-3800 ☎049-0422 木古内町本町244-1
七 飯 町	函館・大沼プリンスホテル	☎0138-67-1111 ☎041-1392 七飯町西大沼温泉

七飯町	函館大沼鶴雅リゾート エピイ ☎041-1354 七飯町大沼町85-9	☎0138-67-2964
森町	グリーンピア大沼 ☎049-2142 森町字赤井川229	☎01374-5-2277
八雲町	温泉旅館 銀婚湯 ☎049-2566 八雲町上の湯199	☎0137-67-3111
	八雲温泉 おぼこ荘 ☎049-3128 八雲町鉛川622	☎0137-63-3123
	熊石ひらたない荘 ☎043-0403 八雲町熊石平町329	☎01398-2-4126
鹿部町	温泉旅館 吉の湯 ☎041-1402 鹿部町字鹿部45番地	☎01372-7-2211
	温泉旅館 鹿の湯 ☎041-1402 鹿部町字鹿部58番地	☎01372-7-2001
長万部町	二股らぢうむ温泉 ☎049-3501 長万部町字大峯32	☎01377-2-4383

〈桧山〉

江差町	ホテルニューえさし ☎043-0053 江差町字新地町52	☎0139-52-3311
乙部町	おとべ温泉郷 光林荘 ☎043-0104 乙部町字館浦527-2	☎0139-62-3347
せたな町	あわび山荘 ☎043-0515 せたな町大成区貝取潤388	☎01398-4-5522
	温泉ホテル きたひやま ☎049-4512 せたな町北檜山区徳島4番地16	☎0137-84-4101
今金町	クアプラザピリカ ☎049-4151 今金町字美利河205-1	☎0137-83-7111
	ホテルいまかね ☎049-4308 今金町字今金435-270	☎0137-82-3333

〈後志〉

小樽市	ホテル ノルド小樽	☎0134-24-0500
	☎047-0031 小樽市色内1丁目4-16	
	ホテルソニア小樽	☎0134-23-2600
	☎047-0031 小樽市色内1丁目4-20	
	小樽朝里クラッセホテル	☎0134-52-3800
	☎047-0154 小樽市朝里川温泉2丁目676-1	
	ホテル 武蔵亭	☎0134-54-8000
	☎047-0154 小樽市朝里川温泉2丁目686-4	
ウインケルビレッジ	☎0134-52-1185	
☎047-0154 小樽市朝里川温泉2丁目686		
ホテル ノイシュロス小樽	☎0134-22-9111	
☎047-0047 小樽市祝津3丁目282		
おたる宏楽園	☎0134-54-8221	
☎047-0152 小樽市新光5丁目18番2号		
ドリーインPREMIUM小樽 〈互助会のみ〉	☎0134-21-5489	
☎047-0032 小樽市稲穂3丁目9-1		
蘭越町	ロッジニセコ ベアーズ	☎0136-58-3288
	☎048-1321 蘭越町字湯里167-33	
	蘭越町交流促進センター 幽泉閣	☎0136-58-2131
	☎048-1302 蘭越町昆布町114番地	
倶知安町	ホテル 第一会館	☎0136-22-1158
	☎044-0033 倶知安町南3条西2丁目13番地	
	ロッジ コロポックル	☎0136-22-1736
	☎044-0081 倶知安町字山田188	
	ニューホワイトベア	☎0136-23-2683
☎044-0081 倶知安町字山田170-43		
ニセコプリンスホテルひらふ亭	☎0136-23-2239	
☎044-0081 倶知安町字山田204		
ペンション あいらんど	☎0136-23-4322	
☎044-0081 倶知安町字山田163-27		

倶知安町	ニセコひらふレンタルコテージ泉郷 ☎0136-23-3301 ☎044-0081 倶知安町字山田132
	ペンション グラン・パパ ☎0136-23-2244 ☎044-0081 倶知安町字山田163
	ホテル ニセコアルペン ☎0136-22-1105 ☎044-0081 倶知安町字山田204
ニセコ町	ニセコグランドホテル ☎0136-58-2121 ☎048-1511 ニセコ町字ニセコ412
	ニセコ昆布温泉鶴雅別荘 空の抄 ☎0136-59-2323 ☎048-1511 ニセコ町字ニセコ393
	いこいの湯宿 いろは ☎0136-58-3111 ☎048-1511 ニセコ町字ニセコ477
	ニセコノーザンリゾート・アンヌプリ ☎0136-58-3311 ☎048-1511 ニセコ町字ニセコ480-1
	かふえ&小さな宿のどか ☎0136-55-7888 ☎048-1522 ニセコ町字曾我370-4
	ペンション コットンファーム ☎0136-58-2227 ☎048-1511 ニセコ町字ニセコ482-2
	オーベルジュ・ド・ふらいばあん ☎0136-58-2932 ☎048-1511 ニセコ町字ニセコ482-2
	ペンション ベラリー ☎0136-58-2763 ☎048-1511 ニセコ町字ニセコ482-1
	カントリーイン ミルキーハウス ☎0136-58-2200 ☎048-1511 ニセコ町字ニセコ482-1
	ロッジ 舍炉夢 ☎0136-58-3190 ☎048-1511 ニセコ町字ニセコ431-5
	ペンション ルポーゼ ☎0136-44-1155 ☎048-1521 ニセコ町字東山27-21
	ヒルトンニセコビレッジ ☎0136-44-1111 ☎048-1592 ニセコ町東山温泉
旅の宿「吟溪」 ☎0136-58-2323 ☎048-1511 ニセコ町字ニセコ482-1	

ニセコ町	ペンション J A Z Z 倶楽部 ☎0136-58-2288 ☎048-1511 ニセコ町字ニセコ482-2
	ホテル甘露の森 ☎0136-58-3800 ☎048-1511 ニセコ町字ニセコ415番地19
留寿都村	ペンション クライスデール ☎0136-47-2001 ☎048-1711 留寿都村字泉川55-15
	ルスツリゾートホテル&コンベンション ☎0136-46-3111 ☎048-1711 留寿都村字泉川13
岩内町	グリーンパーク いわない ☎0135-62-8841 ☎045-0024 岩内町字野東500
	いわない高原ホテル ☎0135-62-5101 ☎045-0024 岩内町字野東505
	いわない温泉 高島旅館 ☎0135-61-2222 ☎045-0024 岩内町字野東505
積丹町	なごみの宿いい田 ☎0135-46-5001 ☎046-0322 積丹町大字余別町28番地
	汐さいの宿 海浜館 ☎0135-44-2131 ☎046-0201 積丹町大字美国町字船濶366-4
	旅館美国観光ハウス ☎0135-44-2100 ☎046-0201 積丹町大字美国町字船濶49
余市町	ホテル 水明閣 ☎0135-22-2838 ☎046-0012 余市町山田町687
	あゆ見荘 ☎0135-22-2656 ☎046-0012 余市町山田町712
赤井川村	ペンション あかいがわ ☎0135-34-6686 ☎046-0501 赤井川村字赤井川78番地6
	キロロリゾート ☎0135-34-7111 ☎046-0593 赤井川村字常磐128-1
黒松内町	歌才自然の家 ☎0136-72-3010 ☎048-0101 黒松内町字黒松内584

〈空知〉

芦別市	国民宿舍あしべつ・スターライトホテル ☎0124-23-1155 ☎075-0035 芦別市旭町油谷1番地
岩見沢市	ホテルサンプラザ ☎0126-23-7788 ☎068-0004 岩見沢市4条東1丁目6-1
	ログホテル メープルロッジ ☎0126-46-2222 ☎068-3188 岩見沢市毛陽町183番地2
	北村温泉 ☎0126-55-3388 ☎068-1213 岩見沢市北村赤川156-7
夕張市	ホテルマウントレースイ ☎0123-52-2211 ☎068-0411 夕張市末広2丁目4番地
	ゆうぱりホテルシューパロ ☎0123-52-2400 ☎068-0403 夕張市本町2丁目19番地216
歌志内市	うたしない チロルの湯 ☎0125-42-5588 ☎073-0406 歌志内市字中村78番地3
	かもい岳ビレッジ ☎0125-42-5733 ☎073-0404 歌志内市字歌神94番地5
美唄市	ピパの湯 ゆーりん館 ☎0126-64-3800 ☎072-0808 美唄市東明町3区
	美唄駅前ホテルB I J I K O ☎0126-66-7100 ☎072-0012 美唄市東1条南2丁目3番3号
新十津川町	グリーンパークしんとつかわ ☎0125-76-4000 ☎073-1106 新十津川町字総進189-1
	サンヒルズサライ ☎0125-76-3000 ☎073-1106 新十津川町字総進188番地5
上砂川町	上砂川岳温泉 バンケの湯 ☎0125-62-2526 ☎073-0200 上砂川町字上砂川65番地106
由仁町	ユンニの湯 ☎0123-83-3800 ☎069-1218 由仁町伏見122番地
長沼町	ながぬま温泉 ☎0123-88-2408 ☎069-1312 長沼町東6線北4番地

秩父別町	秩父別温泉 ちっぷ・ゆう&ゆ ☎078-2102 秩父別町2085番地	☎0164-33-2116
北竜町	サンフラワーパークホテル ☎078-2511 北竜町字板谷163番地の2	☎0164-34-3321
栗山町	ホテルパラダイスヒルズ ☎069-1508 栗山町湯地91番地	☎0123-72-1123
沼田町	ほろしん温泉 ほたる館 ☎078-2225 沼田町字幌新377	☎0164-35-1188
月形町	月形温泉ホテル ☎061-0502 月形町81-10	☎0126-37-2188
南幌町	なんぼろ温泉 ハート&ハート ☎069-0209 南幌町南9線西15番地	☎011-378-1126
浦臼町	浦臼町自然休養村センター うらうず温泉 ☎061-0600 浦臼町字キナウスナイ188	☎0125-68-2727

〈上川〉

旭川市	旭川トーヨーホテル ☎070-0037 旭川市7条通7丁目32-12	☎0166-22-7575
	アートホテル旭川 ☎070-0037 旭川市7条通6丁目	☎0166-25-8811
	和風旅館 扇松園 ☎070-8061 旭川市高砂台3丁目8番3号	☎0166-61-5154
	★プレミアムホテル-CABIN-旭川 ☎070-0031 旭川市1条通7丁目	☎0166-73-7430
	JRイン旭川 ☎070-0030 旭川市宮下通7丁目2番5号	☎0166-24-8888
	ドーミーイン旭川 〈互助会のみ〉 ☎070-0035 旭川市5条通6丁目964-1	☎0166-27-5489
士別市	士別市サイクリングターミナル ☎095-0007 士別市東7条北9丁目	☎0165-22-3822
	SHIBETSU Inn 翠月 ☎095-0055 士別市南士別町1871-21	☎0165-29-2233

士別市	ホテル美し乃湯温泉 ☎095-0019 士別市大通東17丁目3143番地215	☎0165-29-2611
	士別市朝日地域交流センター「和が舎」 ☎095-0401 士別市朝日町中央4039番地	☎0165-28-2339
名寄市	なよろ温泉 サンプラー ☎096-0066 名寄市字日進	☎01654-2-2131
富良野市	ホテル サンフラトン ☎076-0032 富良野市若松町1-1	☎0167-22-5155
	ハイランド ふらの ☎076-0036 富良野市島の下	☎0167-22-5700
	コテージゆうゆう ☎076-0016 富良野市中御料2058	☎0167-22-5015
	新富良野プリンスホテル ☎076-8511 富良野市中御料	☎0167-22-1111
	富良野プリンスホテル ☎076-0034 富良野市北の峰町18番6号	☎0167-23-4111
	CHALET BURLAP FURANUI ☎076-0034 富良野市北の峰町13-15	☎0167-22-2480
	ホテル ベルヒルズ ☎076-0034 富良野市北の峰町20番8号	☎0167-22-5200
	くつろぎの宿 北誠荘 ☎076-0034 富良野市北の峰町14-27	☎0167-22-2358
	ホテル ナトゥールヴァルト富良野 ☎076-0034 富良野市北の峰町14番46号	☎0167-22-1211
	ニュー富良野ホテル ☎076-0034 富良野市北の峰町14番38号	☎0167-22-2411
	フラノ寶亭留 ☎076-0035 富良野市学田三区	☎0167-23-8111
	ペンション あしたや ☎076-0048 富良野市清水山	☎0167-22-0041
比布町	遊湯びっぷ ☎078-0327 比布町北7線16号	☎0166-85-4700

上川町	層雲閣グランドホテル ☎078-1792 上川町層雲峡	☎01658-5-3111
	層雲峡 朝陽亭 ☎078-1795 上川町層雲峡温泉	☎01658-5-3241
	ホテル大雪 ☎078-1701 上川町層雲峡	☎01658-5-3211
	層雲峡観光ホテル ☎078-1797 上川町層雲峡	☎01658-5-3101
	湯元 銀泉閣 ☎078-1701 上川町層雲峡公園まち	☎01658-5-3003
	朝陽リゾートホテル ☎078-1701 上川町層雲峡温泉	☎01658-5-3911
	マウントビューホテル ☎078-1701 上川町層雲峡	☎01658-5-3011
東川町	旭岳温泉 ホテルベアモンテ ☎071-1472 東川町旭岳温泉	☎0166-97-2321
	旭岳温泉 ホテルディアバレー ☎071-1472 東川町旭岳温泉	☎0166-97-2331
	湯元 湧駒荘 ☎071-1472 東川町勇駒別旭岳温泉1418	☎0166-97-2101
	ラビスタ大雪山 ☎071-1472 東川町旭岳温泉	☎0166-97-2323
	御やど しきしま荘 ☎071-1473 東川町天人峡温泉	☎0166-97-2141
	キトウシ高原ホテル ☎071-1404 東川町西4号北46	☎0166-82-4646
東神楽町	森のゆ・花神楽 ☎071-1555 東神楽町25号	☎0166-83-3800
美瑛町	白金温泉ホテル ☎071-0235 美瑛町字白金温泉	☎0166-94-3333
	大雪山白金観光ホテル ☎071-0235 美瑛町字白金温泉	☎0166-94-3111

美 瑛 町	ホテル パークヒルズ ☎0166-94-3041 ☎071-0235 美瑛町字白金温泉
	森の旅亭 びえい ☎0166-68-1500 ☎071-0235 美瑛町字白金10522番1
	ホテル ラヴニール ☎0166-92-5555 ☎071-0208 美瑛町本町1丁目9番21号
上富良野町	カミホ口荘 ☎0167-45-2970 ☎071-0579 上富良野町字十勝岳温泉
	富良野ホップスホテル ☎0167-45-6511 ☎071-0502 上富良野町西2線北25号
中富良野町	富良野リゾートオリカ ☎0167-44-3000 ☎071-0706 中富良野町西2線北17号
	スパ&ホテルリゾート ふらのラテール ☎0167-39-3100 ☎071-0701 中富良野町東1線北18号
美 深 町	びふか温泉 ☎01656-2-2900 ☎098-2366 美深町字紋穂内139
音威子府村	天塩川温泉 ☎01656-5-3330 ☎098-2502 音威子府村字咲来919番地
中 川 町	ポンピラアクアリズイング ☎01656-7-2400 ☎098-2802 中川町字中川439番地の1
南富良野町	かなやま湖 ログホテルラーチ ☎0167-52-3100 ☎079-2411 南富良野町字東鹿越
剣 淵 町	剣淵温泉 レークサイド桜岡 ☎0165-34-3100 ☎098-0311 剣淵町東町5141
占 冠 町	星野リゾート トマム ☎0167-58-1122 ☎079-2204 占冠村字中トマム
下 川 町	下川町宿泊研修交流施設 結いの森 ☎01655-6-7636 ☎098-1204 下川町南町89番地2

〈留萌〉

留 萌 市	ホテル 神居岩 ☎0164-42-3500 ☎077-0000 留萌市大字留萌村字カムイワ495-1
-------	--

増毛町	オーベルジュ ましけ ☎077-0217 増毛町別荘217-1	☎0164-53-2222
小平町	ゆったりかん ☎078-3301 小平町字小平町458	☎0164-56-9111
羽幌町	はぼろ温泉 サンセットプラザ ☎078-4113 羽幌町北3条1丁目29番地	☎0164-62-3800
	萬谷旅館 ☎078-3953 羽幌町大字天売	☎01648-3-5224
	磯乃屋 ☎078-3871 羽幌町大字焼尻	☎01648-2-3511
苫前町	とままえ温泉 ふわっと ☎078-3701 苫前町字苫前119-1	☎0164-64-2810
初山別村	岬センター ☎078-4431 初山別村字豊崎153-1	☎0164-67-2031

〈宗谷〉

稚内市	国民宿舎 冰雪荘 ☎097-0022 稚内市中央1丁目6-13	☎0162-23-7116
	ドームイン稚内 〈互助会のみ〉 ☎097-0022 稚内市中央2丁目7-13	☎0162-24-5489
浜頓別町	はまとんべつ温泉 ウイング ☎098-5739 浜頓別町クッチャロ湖畔40	☎01634-2-4141
中頓別町	ピンネシリ温泉 ホテル望岳荘 ☎098-5113 中頓別町敏音知143-2	☎01634-7-8111
枝幸町	ホテル ニュー幸林 ☎098-5822 枝幸町北幸町1624番地2	☎0163-62-4040
	うたのぼりグリーンパークホテル ☎098-5203 枝幸町歌登辺毛内3665	☎0163-68-3101
利尻町	ホテル利尻 ☎097-0401 利尻町杓形字富士見町90	☎0163-84-2001

〈オホーツク〉

北見市	ホテル黒部	☎0157-23-2251
	☎090-0047 北見市北7条西1丁目	
	温根湯ホテル 四季平安の館	☎0157-45-2211
	☎091-0194 北見市留辺薬町温根湯温泉	
	大江本家	☎0157-45-2511
	☎091-0170 北見市留辺薬町温根湯温泉466-1	
	旅館塩別つるつる温泉	☎0157-45-2225
	☎091-0163 北見市留辺薬町滝の湯201	
サロマ湖鶴雅リゾート	☎0152-54-2000	
☎093-0216 北見市常呂町字栄浦306番1		
ノーザンアークリゾートホテル	☎0157-56-3399	
☎099-2102 北見市端野町2区829番地		
★ホテルパコジュニア北見	☎0157-23-8512	
☎090-0020 北見市大通東2丁目		
ドーマーイン北見	〈互助会のみ〉☎0157-23-5489	
☎090-0044 北見市北4条西2丁目7-1		
網走市	網走セントラルホテル	☎0152-44-5151
	☎093-0012 網走市南2条西3丁目7	
	ホテル 網走湖荘	☎0152-48-2311
	☎099-2421 網走市字呼人78	
	天都の宿 網走観光ホテル	☎0152-48-2121
	☎099-2492 網走市字呼人23番地3	
	北天の丘 あばしり湖鶴雅リゾート	☎0152-48-3211
☎099-2421 網走市字呼人159番地		
オーベルジュ 北の暖暖	☎0152-45-5963	
☎093-0045 網走市大曲39-17		
ドーマーイン網走	〈互助会のみ〉☎0152-45-5489	
☎093-0012 網走市南2条西3丁目1-1		
紋別市	紋別プリンスホテル	☎0158-23-5411
☎094-0004 紋別市本町7丁目3-26		

紋別市	紋別セントラルホテル ☎094-0011 紋別市港町7丁目1-58	☎0158-23-3111
津別市	ランプの宿 森つべつ ☎092-0222 津別町字上里738	☎0152-76-3333
斜里町	ルートイングランティア知床～斜里駅前～ ☎099-4112 斜里町港町16-10	☎0152-22-1700
	知床ノーブルホテル ☎099-4355 斜里町ウトロ東3	☎0152-22-5211
	北こぶし知床ホテル&リゾート ☎099-4355 斜里町ウトロ東172	☎0152-24-2021
	知床第一ホテル ☎099-4351 斜里町ウトロ香川306	☎0152-24-2334
	キキ知床ナチュラルリゾート ☎099-4351 斜里町ウトロ香川192	☎0152-24-2104
	ホテル知床 ☎099-4351 斜里町ウトロ香川37	☎0152-24-2131
	ホテル地の涯 ☎099-4356 斜里町岩尾別温泉内	☎0152-24-2331
清里町	ホテル清さと ☎099-4401 清里町字上斜里815-8	☎0152-25-2060
	ホテル緑清荘 ☎099-4405 清里町羽衣町31番地	☎0152-25-2281
佐呂間町	海山美味の宿 サロマ湖 悠林館 ☎093-0421 佐呂間町浪速118-1	☎01587-2-1511
滝上町	たきのうえホテル渓谷 ☎099-5604 滝上町元町	☎0158-29-3399
小清水町	小清水町ふれあいセンター ☎099-3631 小清水町字小清水683番地1	☎0152-62-3020
遠軽町	生田原温泉 ノースキング ☎099-0701 遠軽町生田原871-4	☎0158-45-2336
	マウレ山荘 ☎099-0213 遠軽町丸瀬布上武利172	☎0158-47-2170

西興部村	ホテル 森夢 (リム) ☎098-1501 西興部村字西興部492	☎0158-87-2000
大空町	ホテル湖南荘 ☎099-2306 大空町女満別湖畔1丁目1-2	☎0152-74-2108
雄武町	ホテル日の出岬 ☎098-1703 雄武町字沢木346-3	☎0158-85-2626

〈胆振〉

苫小牧市	グランドホテルニュー王子 ☎053-0022 苫小牧市表町4丁目3番1号	☎0144-31-3115
	ドリーイン苫小牧 〈互助会のみ〉 ☎053-0023 苫小牧市錦町2丁目1-22	☎0144-32-5489
	新苫小牧プリンスホテル [和~なごみ~] ☎053-0045 苫小牧市双葉町3丁目2番8号	☎0570-02-6576
室蘭市	室蘭プリンスホテル ☎051-0011 室蘭市中央町1丁目4-9	☎0143-22-5555
	ドリーイン東室蘭 〈互助会のみ〉 ☎050-0074 室蘭市中島町2丁目30番11号	☎0143-41-5489
	第二プリンスホテル室蘭ビュー ☎051-0022 室蘭市海岸町1丁目20番18号	☎0570-02-6576
登別市	第一滝本館 ☎059-0595 登別市登別温泉町55	☎0143-84-2111
	滝本イン ☎059-0551 登別市登別温泉町76	☎0143-84-2205
	名湯の宿パークホテル雅亭・旅亭花ゆら ☎059-0551 登別市登別温泉町100	☎0143-84-2335
	登別 石水亭 ☎059-0596 登別市登別温泉町203-1	☎0143-84-2255
	登別グランドホテル ☎059-0592 登別市登別温泉町154	☎0143-84-2101
	滝乃家別館 玉乃湯 ☎059-0551 登別市登別温泉町31	☎0143-84-3333

登別市	御やど 清水屋	☎0143-84-2145
	☎059-0551 登別市登別温泉町173番地	
	ホテル まほろば	☎0143-84-2211
	☎059-0551 登別市登別温泉町65	
	登別万世閣	☎0143-84-3500
	☎059-0551 登別市登別温泉町21番地	
	花鐘亭 はなや	☎0143-84-2521
	☎059-0551 登別市登別温泉町134番地	
	ホテルゆもと登別	☎0143-84-2277
	☎059-0551 登別市登別温泉町29番地	
	登別温泉郷 滝乃家	☎0143-84-2222
☎059-0551 登別市登別温泉町162		
オロフレ荘	☎0143-84-2861	
☎059-0553 登別市カルルス町7番地		
深山の庵いらい	☎0143-84-2281	
☎059-0553 登別市カルルス町27番地		
鈴木旅館	☎0143-84-2285	
☎059-0553 登別市カルルス町12番地		
森の湯 山静館	☎0143-84-2856	
☎059-0553 登別市カルルス町16番地		
伊達市	湯元 ホロホロ山荘	☎0142-68-6321
	☎052-0316 伊達市大滝区北湯沢温泉町34	
	緑の風リゾート きたゆざわ	☎0142-68-8126
☎052-0316 伊達市大滝区北湯沢温泉町300-2		
きたゆざわ森のソラニワ	☎0142-68-6677	
☎052-0316 伊達市大滝区北湯沢温泉町300-7		
洞爺湖町	ホテル グランドトーヤ	☎0142-75-2288
	☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉144	
	洞爺観光ホテル	☎0142-75-2111
☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉33		
洞爺湖万世閣ホテルイクサイドテラス	☎0142-73-3500	
☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉21		

洞爺湖町	ゆとりろ洞爺湖 ☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉78	☎0142-75-2361
	洞爺 湖畔亭 ☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉7-8	☎0142-75-2211
	北海ホテル ☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉147	☎0142-75-2325
	ザレイクビューTOYA乃の風リゾート ☎049-5721 洞爺湖町洞爺湖温泉29-1	☎0142-75-2600
	ザ・ウィンザーホテル洞爺リゾート&スパ ☎049-5722 洞爺湖町清水	☎0142-73-1111
壮瞥町	洞爺サンパレスリゾート&スパ ☎049-5731 壮瞥町字洞爺湖温泉7-1	☎0142-75-1111
	湯人家 ☎052-0113 壮瞥町字蟠溪8-10	☎0142-65-2225
豊浦町	天然豊浦温泉 しおさい ☎049-5415 豊浦町字浜町地先海浜地	☎0142-83-1126
白老町	ホテルほくよう ☎059-0642 白老町字竹浦121-41	☎0144-87-2345
	ホテル いずみ ☎059-0641 白老町虎杖浜312-1	☎0144-87-2621
	海の別邸 ふる川 ☎059-0641 白老町虎杖浜289-3	☎0144-87-6111
厚真町	こぶしの湯 あつま ☎059-1605 厚真町字本郷229-1	☎0145-26-7126
むかわ町	ホテル 四季の風 ☎054-0042 むかわ町美幸3丁目3-1	☎0145-42-4171

〈日高〉

日高町	沙流川温泉 ひだか高原荘 ☎055-2315 日高町字富岡444-1	☎01457-6-2258
新冠町	ホテルヒルズ ☎059-2418 新冠町字西泊津16-3	☎0146-47-2100

新ひだか町	ホテルローレル ☎0146-42-7211 ☎056-0016 新ひだか町静内本町1丁目1-1
	みついし昆布温泉 蔵三 ☎0146-34-2300 ☎059-3233 新ひだか町三石梟舞162
浦河町	浦河ウエリントンホテル ☎0146-22-8888 ☎057-0013 浦河町大通3丁目40番1号
	うらかわ優駿ビレッジ AERU ☎0146-28-2111 ☎057-0171 浦河町字西舎141-40
平取町	びらとり温泉ゆから ☎01457-2-3280 ☎055-0101 平取町字二風谷92番6
様似町	ホテルアポイ山荘 ☎0146-36-5211 ☎058-0004 様似町字平宇479-7
えりも町	えりも観光館 ☎01466-3-1311 ☎058-0342 えりも町字えりも岬19

〈十勝〉

帯広市	北海道ホテル ☎0155-21-0001 ☎080-0017 帯広市西7条南19丁目1番地
	ホテル日航ノースランド帯広 ☎0155-24-1234 ☎080-0012 帯広市西2条南13丁目1番地
	★プレミアムホテル-CABIN-帯広 ☎0155-66-4205 ☎080-0011 帯広市西1条南11丁目
	★ホテルパコ帯広駅前 ☎0155-21-8585 ☎080-0010 帯広市大通南12丁目1-3
	★ホテルパコ帯広中央 ☎0155-22-8585 ☎080-0011 帯広市西1条南9丁目仲通り
	帯広天然温泉 ふく井ホテル ☎0155-25-1717 ☎080-0011 帯広市西1条南11丁目19番地1
	ドーミーイン帯広 〈互助会のみ〉 ☎0155-21-5489 ☎080-0012 帯広市西2条南9丁目11-1
	JRイン帯広 ☎0155-28-5600 ☎080-0013 帯広市西3条南12丁目6

音更町	ホテル大平原	☎0155-46-2121
	☎080-0263 音更町十勝川温泉南15丁目1	
	十勝川温泉 富士ホテル	☎0155-46-2201
	☎080-0263 音更町十勝川温泉南14-1	
	笹井ホテル	☎0155-46-2211
	☎080-0262 音更町十勝川温泉北15丁目1	
	十勝川温泉 第一ホテル	☎0155-46-2231
☎080-0261 音更町十勝川温泉南12丁目1		
十勝川温泉 観月苑	☎0155-46-2001	
☎080-0263 音更町十勝川温泉南14丁目2		
十勝川国際ホテル 筒井	☎0155-46-2301	
☎080-0271 音更町長流枝1		
ホリデーイン ホテル十勝川	☎0155-46-2555	
☎080-0263 音更町十勝川温泉南16丁目2		
士幌町	しほろ温泉 プラザ緑風	☎01564-5-3630
☎080-1285 士幌町字下居辺西2線134		
上士幌町	糠平館観光ホテル	☎01564-4-2210
	☎080-1403 上士幌町字ぬかびら源泉郷北区48-1	
	糠平温泉 中村屋	☎01564-4-2311
☎080-1403 上士幌町字ぬかびら源泉郷		
ペンション森のふくろう	☎01564-4-2013	
☎080-1403 上士幌町字ぬかびら源泉郷南区27		
鹿追町	然別湖畔温泉ホテル風水	☎0156-67-2211
☎081-0344 鹿追町字然別湖畔		
新得町	国民宿舎 東大雪荘	☎0156-65-3021
	☎081-0154 新得町字屈足トムラウシ	
	湯宿くったり温泉 レイク・イン	☎0156-65-2141
	☎081-0154 新得町字屈足808番地	
サホロリゾートホテル	☎0156-64-7111	
☎081-0039 新得町字新内西線148-5		
山の交流館 とむら	☎01566-5-2000	
☎081-0154 新得町字屈足トムラウシ337		

新得町	のんびり宿 スロウ inn 楓 ☎081-0035 新得町字上佐幌西1線38-8	☎0156-64-4888
本別町	本別温泉 グランドホテル ☎089-3308 本別町西美里別20-27	☎0156-22-3101
幕別町	幕別パークホテル 悠湯館 ☎089-0571 幕別町字依田126	☎0155-56-4321
	十勝幕別温泉 グランヴィリオホテル ☎089-0571 幕別町依田384	☎0155-56-2121
	十勝ナウマン温泉 ホテルアルコ ☎089-1701 幕別町忠類白銀町384-1	☎01558-8-3111
足寄町	芽登温泉 ☎089-3872 足寄町芽登2979	☎0156-26-2119

〈釧路〉

釧路市	ANAクラウンプラザホテル釧路 ☎085-0016 釧路市錦町3-7	☎0154-31-4111
	山花温泉 リフレ ☎084-0928 釧路市山花14線131	☎0154-56-2233
	阿寒の森鶴雅リゾート花ゆう香 ☎085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目6番1号	☎0154-67-2311
	ニュー阿寒ホテル ☎085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目8-8	☎0154-67-2121
	ホテル阿寒湖荘 ☎085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目5番10号	☎0154-67-2231
	あかん遊久の里 鶴雅 あかん湖 鶴雅ウィングス ☎085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目6番10号	☎0154-67-2531
	あかん鶴雅別荘 鄙の座 ☎085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目8番1号	☎0154-67-3050
	サークルハウス 赤いベレー ☎085-0245 釧路市阿寒町上阿寒23線36番地1	☎0154-66-2330

釧路市	ホテル御前水	☎0154-67-2031 ☎085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目5-1
	★ホテルパコ釧路	☎0154-23-8585 ☎085-0014 釧路市末広町2丁目
	ラビスタ釧路川	〈互助会のみ〉☎0154-31-5489 ☎085-0015 釧路市北大通2-1
	釧路プリンスホテル	☎0154-31-1111 ☎085-0017 釧路市幸町7-1
標茶町	ホテルテレノ気仙	☎0154-85-2030 ☎088-2303 標茶町桜8丁目38番地
鶴居村	グリーンパークつるい	☎0154-64-2221 ☎085-1201 鶴居村鶴居北1丁目5番地
弟子屈町	川湯観光ホテル	☎0154-83-2121 ☎088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目2-30
	湯の閣 池田屋	☎0154-83-2011 ☎088-3465 弟子屈町川湯温泉2丁目6-25
	屈斜路プリンスホテル	☎0154-84-2111 ☎088-3395 弟子屈町屈斜路温泉
	お宿 欣喜湯	☎0154-83-2211 ☎088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目5-10
	KKR かわゆ	☎0154-83-2643 ☎088-3465 弟子屈町川湯温泉1丁目2-15
	きらの宿 すばる	☎015-482-2224 ☎088-3331 弟子屈町字美留和原野286番地41

〈根室〉

別海町	べっかい郊楽苑	☎0153-75-0711 ☎086-0216 別海町別海141-100
中標津町	トーヨーグランドホテル	☎0153-73-1234 ☎086-1060 中標津町東20条北1丁目
中標津	湯宿 だいいち	☎0153-78-2131 ☎088-2684 中標津町養老牛518

中標津	ホテル 養老牛	☎0153-78-2224
	☎088-2684 中標津町養老牛519	
中標津	中標津保養所温泉旅館	☎0153-72-0368
	☎086-1060 中標津町東20条北8丁目4	
標津町	標津川温泉ホテル 川畑	☎0153-82-2006
	☎086-1653 標津町南3条西1丁目1-5	
羅臼町	羅臼の宿まるみ	☎0153-88-1313
	☎086-1841 羅臼町八木浜町24	

〈道外〉

公立学校共済組合宿泊施設

岩手県	盛岡宿泊所 サンセール盛岡	☎019-651-3322
	☎020-0883 岩手県盛岡市志家町1-10	
宮城県	仙台宿泊所 ホテル白萩	☎022-265-3411
	☎098-0012 宮城県仙台市青葉区錦町2丁目2-19	
宮城県	鳴子保養所 玉造荘	☎022-984-7330
	☎989-6711 宮城県大崎市鳴子温泉字川渡62	
福島県	飯坂保養所 あづま荘	☎024-542-3381
	☎960-0201 福島県福島市飯坂町字中ノ内1-1	

公立学校共済

公立学校共済組合宿泊施設一覽

(指定宿泊利用補助券は●印のみ使用できます。)

県名	施設名及び略称	郵便番号及び所在地	電話番号
北海道	北海道地方		
	●札幌宿泊所 「ホテルライフオート札幌」	064-0810 札幌市中央区南10条西1丁目	(011) 521-5211
岩手 宮城 福島	東北地方		
	●盛岡宿泊所 「サンセール盛岡」	020-0883 盛岡市志家町1-10	(019) 651-3322
	●仙台宿泊所 「ホテル白萩」	980-0012 仙台市青葉区錦町2丁目2-19	(022) 265-3411
	●鳴子保養所 「玉造荘」	989-6711 大崎市鳴子温泉字川渡62	(0229) 84-7330
	●飯坂保養所 「あづま荘」	960-0201 福島市飯坂町中ノ内1-1	(024) 542-3381
茨城 群馬 埼玉 千葉 新潟 長野	関東甲信越地方		
	水戸宿泊所 「ホテルレイクビュー水戸」	310-0015 水戸市宮町1-6-1	(029) 224-2727
	水上保養所 「去来荘」	379-1617 利根郡みなかみ町湯原684	(0278) 72-6311
	埼玉宿泊所 「ホテルプリランテ武蔵野」	330-0081 さいたま市中央区新都心2-2	(048) 601-5555
	千葉宿泊所 「ホテルポートプラザちば」	260-0026 千葉市中央区千葉港8-5	(043) 247-7211
	新潟宿泊所 「新潟会館」	950-0908 新潟市中央区幸西3丁目3-1	(025) 247-9307
	長野宿泊所 「ホテル信濃路」	380-0936 長野市岡田町131-4	(026) 226-5212

県名	施設名及び略称	郵便番号及び所在地	電話番号
神奈川	浅間温泉保養所 「みやま荘」	390-0303 松本市浅間温泉3丁目28-6	(0263) 46-1547
	箱根保養所 「ひめしやら」	250-0631 足柄下郡箱根町仙石原1245	(0460) 84-7100
東海・北陸地方			
愛知	名古屋宿泊所 「ホテルブラ王山」	464-0841 名古屋市千種区覚王山通8丁目18	(052) 762-3151
	蒲郡保養所 「蒲郡荘」	443-0034 蒲郡市港町21-4	(0533) 68-2188
三重	津宿泊所 「ブラザ洞津」	514-0042 津市新町1丁目6-28	(059) 227-3291
岐阜	岐阜宿泊所 「ホテルグランヴェール岐阜」	500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通6-14	(058) 263-7111
富山	富山宿泊所 「パレプラン高志会館」	930-0018 富山市千歳町1丁目3-1	(076) 441-2255
	立山保養所 「立山高原ホテル」	930-1413 (営業期間は4月中旬から11月上旬までとなります。) 中部山岳国立公園立山天狗平	(076) 463-1014
近畿地方			
京都	京都宿泊所 「ホテルビノ京都堀川」	602-8056 京都市上京区東堀川通り下長者町下ル3丁目7	(075) 432-6161
	嵐山保養所 「花のいえ」	616-8382 京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9	(075) 861-1545
奈良	奈良宿泊所 「ホテルリガーレ春日野」	630-8113 奈良市法蓮町757-2	(0742) 22-6021
和歌山	和歌山宿泊所 「ホテルアパローム紀の国」	640-8262 和歌山市湊通丁北2丁目1-2	(073) 436-1200
大阪	大阪宿泊所 「ホテルアウィーナ大阪」	543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	(06) 6772-1441
兵庫	神戸宿泊所 「ホテル北野ブラザ六甲荘」	650-0002 神戸市中央区北野町1丁目1-14	(078) 241-2451

県名	施設名及び略称	郵便番号及び所在地	電話番号
	中国地方		
鳥取	鳥取宿泊所 「白兔会館」	680-0833 鳥取市末広温泉町556	(0857) 23-1021
島根	松江宿泊所 「サンラポーむらくも」	690-0887 松江市殿町369	(0852) 21-2670
岡山	岡山宿泊所 「ビュアリティまきび」	700-0907 岡山市北区下石井2丁目6-41	(086) 232-0511
山口	山口宿泊所 「セントコア山口」	753-0056 山口市湯田温泉3丁目2-7	(083) 922-0811
	四国地方		
愛媛	道後宿泊所 「にぎたつ会館」	790-0858 松山市道後姫塚118-2	(089) 941-3939
高知	高知宿泊所 「高知会館」	780-0870 高知市本町5丁目6-42	(088) 823-7123
	九州地方		
福岡	北九州宿泊所 「小倉リーセントホテル」	803-0811 北九州市小倉北区大門1丁目1-17	(093) 581-5673
	福岡宿泊所 「福岡リーセントホテル」	812-0053 福岡市東区箱崎2丁目52-1	(092) 641-7741
佐賀	佐賀宿泊所 「グランデはがくれ」	840-0815 佐賀市天神2丁目1-36	(0952) 25-2212
長崎	長崎宿泊所 「ホテルセントヒル長崎」	850-0052 長崎市筑後町4-10	(095) 822-2251
熊本	熊本宿泊所 「水前寺共済会館グレース」	862-0950 熊本市中央区水前寺1丁目33-18	(096) 383-1281
大分	別府保養所 「豊泉荘」	874-0902 別府市青山町5-73	(0977) 23-4281
鹿児島	鹿児島宿泊所 「ホテルウェルビューかごしま」	890-0062 鹿児島市与次郎2丁目4-25	(099) 206-3838

〈参 考〉

教育庁教職員局福利課事項

◆勤労者財産形成貯蓄

次の職員を対象に給与からの法定控除事務を行っております。なお、財形年金及び財形住宅については55歳未満の職員となります。

ア. 北海道教育委員会及び各教育機関の職員

イ. 道立学校の職員

ウ. 市町村立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び定時制高校の職員（札幌市を除く）

エ. その他、北海道教育委員会が給与を負担している職員（ただし、育児代替、産休代替及び期限付職員等は除く）

〔財形貯蓄の種類〕

種 類	一般財形	年金財形	住宅財形
	在職中に積立て、1年経過後にいつでも払い戻しできる貯蓄です。	在職中に積立て、60歳以降年金形式で受け取る貯蓄です。	住宅の取得等のために資金づくりを目的とした貯蓄です。
加入資格	年齢制限はありません。	加入申込時満55歳未満の方	
契約数	1人各1契約まで		
積立期間	3年以上	5年以上	
積立方法	給与からの積立〔6月及び12月期末・勤勉手当からも可能・千円単位〕		
非課税限度額	利子に一律20%課税	元利合計550万円（郵貯、保険型は払込限度で385万円まで）	元利合計550万円（保険型は払込限度で550万円まで）
		両方に加入する場合は合計で550万円まで	
一部払戻	1年経過後、払戻ができます。	できません。	二段階払戻ができます。
申し込みの時期等	1 新規加入：年2回（5月10日～6月5日及び11月5日～12月5日） 2 金額変更の募集：年1回（11月5日～12月5日） 3 解約、中断、再開及びその他の変更：随時提出することができます。 ただし、契約金融機関等を経由して給料支払日の30日前までに福利課へ		

提出されていること。

※手続書類は契約金融機関等でご用意しています。

- (注) 1 加入者が海外勤務となったときには、自動的に財形貯蓄は中断されます。継続を希望する場合は事前に福利課までご連絡ください。
- 2 海外勤務が2年以上となる場合「海外転勤者の財形非課税年金(住宅)貯蓄継続適用申告書」を金融機関に提出してください。
- 3 異動等により住所変更等があった場合には、必ず契約金融機関等へ連絡してください。
- 4 年金財形及び住宅財形に係る新規申込及び氏名・住所変更等の場合は個人番号の確認が必要なため、個人番号カード等の写しを教職員局福利課へ提出すること。

◆個人型確定拠出年金(通称「iDeCo」)

60歳未満の次の職員が加入できることとなっており、福利課では事業主としての証明事務を行っています。

ア. 北海道教育委員会事務局職員

イ. 道立学校の職員

ウ. 市町村立学校の職員

エ. 非常勤職員及び臨時職員

※ 年末調整について

個人型確定拠出年金として納付した掛金は、全額所得控除されますので、年末調整時に必要な手続きを行ってください。

公立学校共済組合北海道支部の組織

(事務局)〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目

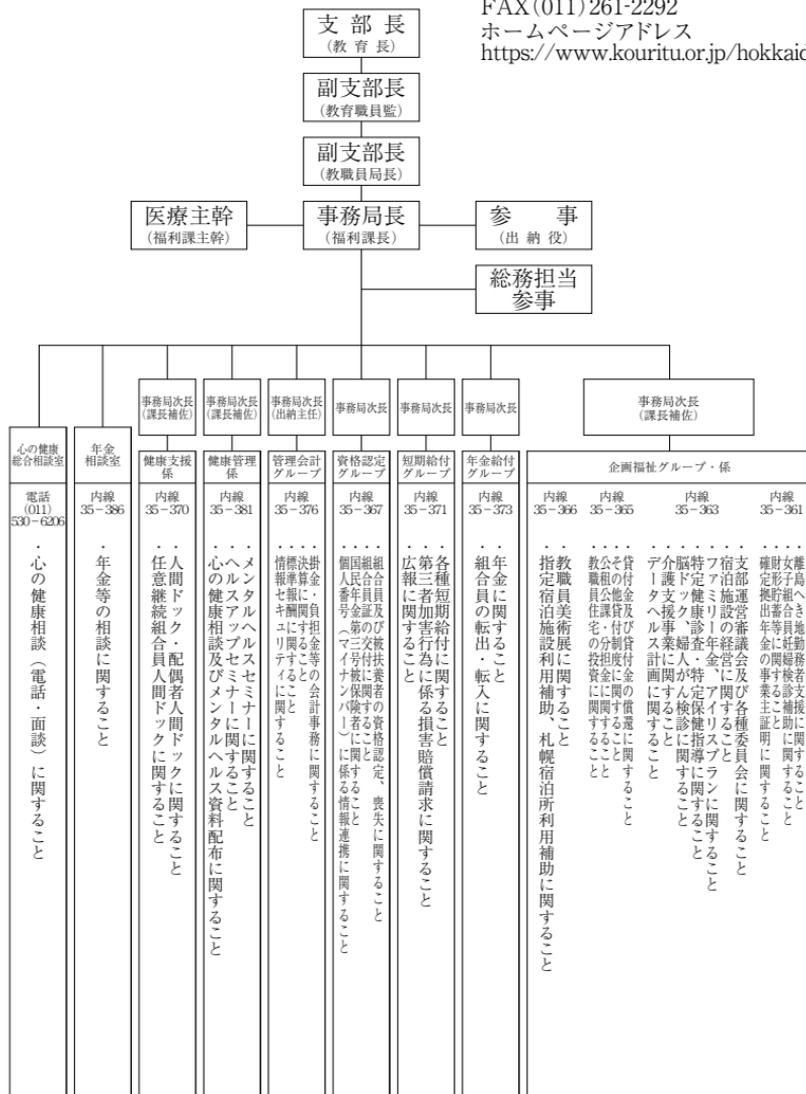
北海道教育庁教職員局福利課内

TEL(011)231-4111(道庁代表)

FAX(011)261-2292

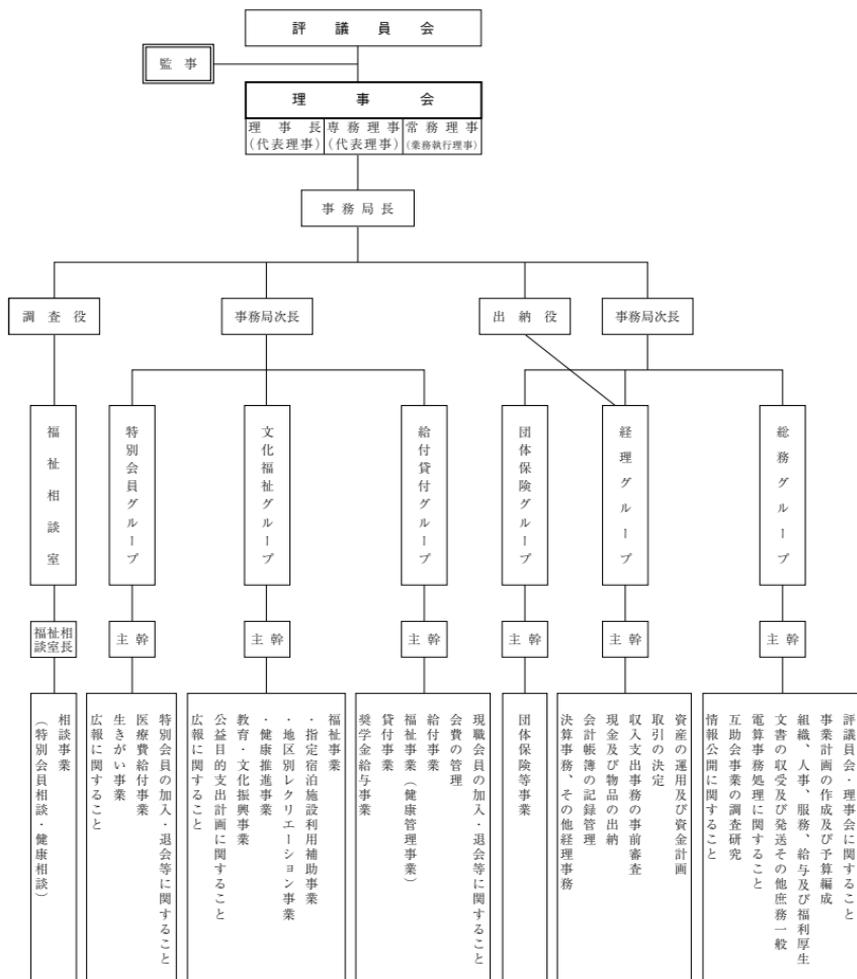
ホームページアドレス

<https://www.kouritu.or.jp/hokkaido/>



一般財団法人北海道公立学校教職員互助会の組織

(事務局)〒060-8560
 札幌市中央区北1条西6丁目2番地
 損保ジャパン札幌ビル5階
 TEL(011)271-5225(代表)
 ホームページアドレス
<http://www.hkkgor.jp/>





令和2年度版

公立学校共済組合北海道支部

一般財団法人 北海道公立学校教職員互助会